

第1章 松阪市の現況と課題

1-1 上位計画

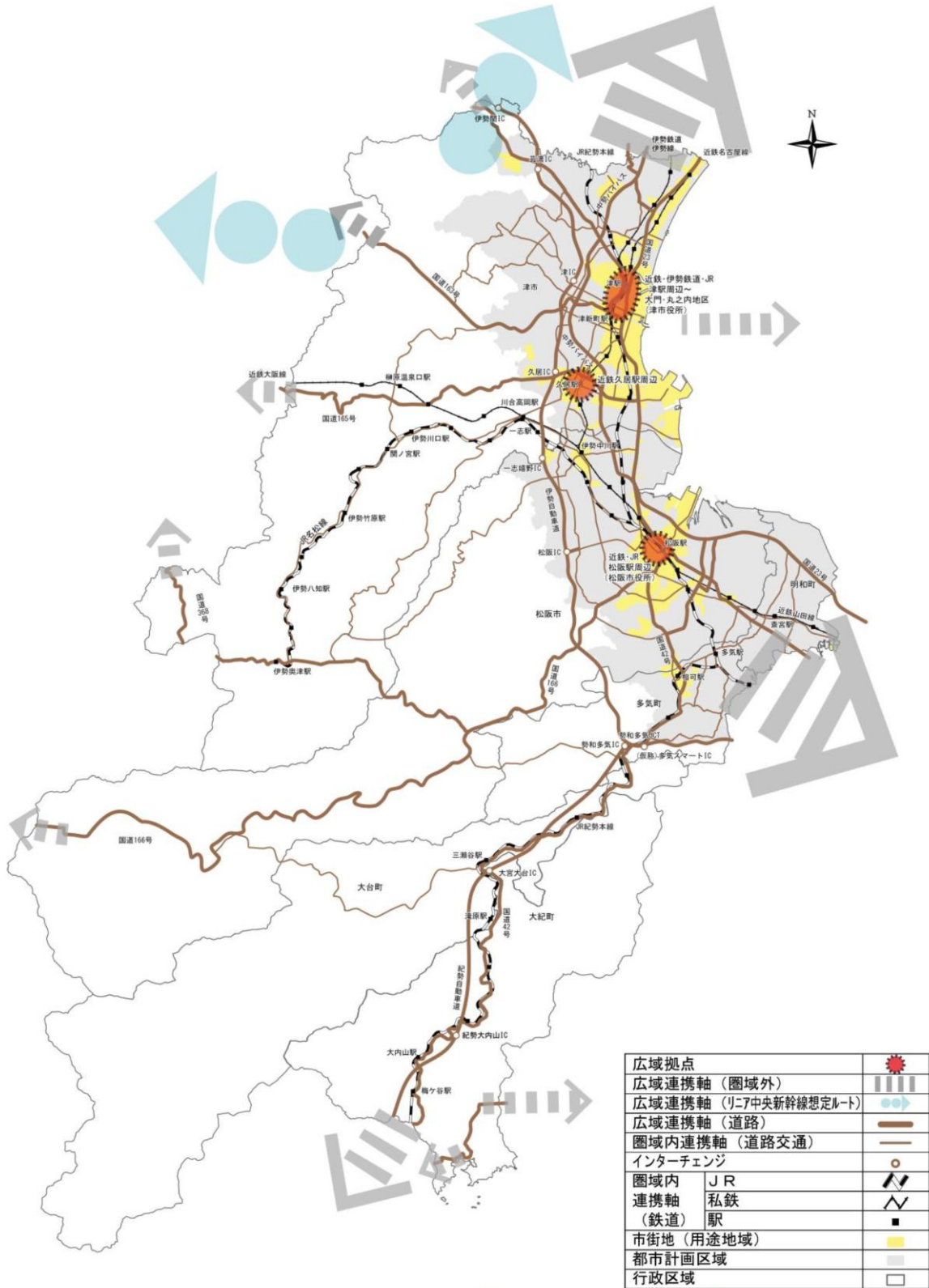
(1)松阪市総合計画

計画名	松阪市総合計画(令和7年2月策定)	
将来像	10年後の将来像「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」	
政策	1. 輝く子どもたち 2. いつまでもいきいきと 3. 活力ある産業 4. 人も地域も頑張る力	5. 安全・安心な生活 6. 快適な生活 7. 市民に寄り添う市役所
10年後のめざす姿	1 輝く子どもたち	・オールまつさかで応援!「子どもまんなか」のまち ・保育サービス充実でこどもの笑顔100%のまち ・全ての子どもが夢と希望を持ち、安全で安心して学ぶことができるまち
	2 いつまでもいきいきと	・健康寿命の延伸 ・自分の身体について、相談できるかかりつけ医を持つ ・地域の絆と支援の輪でいきいきと自分らしく暮らせるまち ・在宅(自宅や老人ホーム等)での看取り率30% ・障害福祉サービス利用者のうち、在宅で生活している人の割合90%以上
	3 活力ある産業	・持続可能な農業・水産業を推進するまち ・木材の安定供給50%アップ(R5年度40,300m ³) ・商工業者で活気あふれるまち ・製造品出荷額等10%アップ(R4年4,632億円) ・行きたくなるまち「まつさか」 ・産品想起率市区町村ランキング全国1位 ・市民が地元で就職でき、勤労者が働きやすいまち
	4 人も地域も頑張る力	・住民自治協議会が主体となったまちづくり ・中山間地域への子育て世代の新規転入世帯150世帯 ・歴史と文化と生活がともにあるまち ・年間スポーツ参画人口延500,000人 ・人権が尊重され多様な生き方が100%認められるまち
	5 安全・安心な生活	・交通事故死者ゼロのまち ・犯罪・悪質商法による被害者ゼロのまち ・災害による犠牲者ゼロのまち ・床上浸水被害ゼロのまち
	6 快適な生活	・市民一人ひとりが環境負荷を減らし「うるおいある豊かな環境」をめざすまち ・ムダなく資源が循環しているまち ・気兼ねなく利用できる地域公共交通をみんなでつくる ・誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力あるまち ・安全で快適な道路のあるまち ・災害に強い水道と下水道の整備が進むまち
	7 市民に寄り添う市役所	・簡単で便利な行政サービスの提供 ・市民みんなが市政に関心をもち参画するまち ・健全で柔軟に対応する財政運営

(2)松阪都市計画区域マスタープラン

計画名	松阪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年2月告示)	
理念	三重の中核を担い、世代を超えて育む文化・教育・スポーツの都市(まち)	
目標	(1)地域の個性を活かした魅力の向上 (2)都市機能の効率性と生活利便性の向上 (3)災害に対応した安全性の向上 (4)産業振興による地域活力の向上 (5)県民と共に考える地域づくり(上記4つの方向の土台)	
拠点形成・機能誘導の方針	広域拠点	近鉄・JR 松阪駅周辺(松阪市役所)
	交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・自然交流拠点:森林公園(創造の森) ・歴史・文化交流拠点:松坂城跡周辺、宝塚古墳公園 ・レクリエーション等交流拠点:松阪農業公園ベルファーム、中部台運動公園
	広域的な防災拠点	津松阪港、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院
	地域拠点	近鉄伊勢中川駅周辺
土地利用の方針(抜粋)	市街地	<u>ア 土地の高度利用に関する方針</u> ・広域拠点では、商業・業務、文化、医療、教育等の都市機能の集約や都心居住を促進するため、必要な都市施設等を整備しつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進します。
		<u>イ 居住環境の改善又は維持に関する方針</u> ・住宅の耐震化、ユニバーサルデザインに配慮した住まいづくり及び空き家対策の促進等本区域の市街地において必要な施策を実施します。 ・拠点及びその周辺地等居住の誘導を図るべき区域においては、道路や公園等必要な都市施設の整備を進めるとともに、近年進行する都市のスポンジ化への対応を促進します。また、その他の区域における空き地・空き家等により生じる空間については、緑地へ転換する等その適切な利活用について検討を進めます。
		<u>ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</u> ・公園・緑地や街路樹等の維持、公共施設や民地内の緑化等について、市民や事業者との協働による取組を推進します。
		<u>エ 都市防災の観点から必要な都市的土地利用の抑制に関する方針</u> ・本区域マスタープランで位置付けた拠点及びその周辺地については、将来にわたり都市機能を集約し存続させる区域(以下「都市機能の集約をめざす区域」という。)であることから、都市防災に係る施策を実施し、安全性の向上を図ります。そのうえで、都市機能の集約をめざす区域を除く、一定の拡がりをもった住居系の既存市街地における著しく災害リスクが高い区域については、地域地区の見直しや建築物の構造規制に係る条例制定等の検討を促進します。 ・土砂災害の危険性の高い地域では、市街化を抑制するほか、水源涵養機能を持つ樹林地等の保全を図り、災害の防止に努めます。
	その他	・市街化調整区域では、集約型都市構造の構築をめざすため、市街化の抑制を基本としつつ、必要に応じて、地域コミュニティの維持を目的とした取組や工業の増進等を目的とする開発について、市街化調整区域の性格を変えない範囲で計画的に取り組みます。

中南勢圏域将来都市構造図(中南勢圏域マスタープラン)



※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

土地利用構想図(松阪都市計画区域マスタープラン)



凡例	
行政界	-----
都市計画区域	———
市街化区域界	———
広域拠点	⊙
地域拠点	⊙
交流拠点	⊙
広域的な防災拠点	⊙
住宅地(住宅系用途地域)、商業・業務地(商業系用途地域)	■
工業地(工業系用途地域)	■
工業系土地利用誘導ゾーン	■
都市計画公園・都市計画緑地等	■
優良農地(農振農用地)	■
広域的な位置づけのある道路	———
	都市計画道路
	都市計画道路以外
鉄道(JR)	———
鉄道(私鉄)	++++
歴史連携軸	⊙
緑のネットワーク軸	⊙
河川・海	———



1-2 松阪市の現況

① 自然

●位置及び地勢

松阪市は、三重県の概ね中央に位置しており、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は台高山脈の白倉山、迷岳を境に多気郡に、北は雲出川を隔てて津市に接している。

総面積は 623.58km² で、その多くを森林が占めている。(耕地 12.3%、宅地 4.9%、森林 68.6%)。

松阪市の市域は、東西方向に約 50 km、南北方向に約 37 kmと東西に長く延びており、地域によって様々な違いがある。

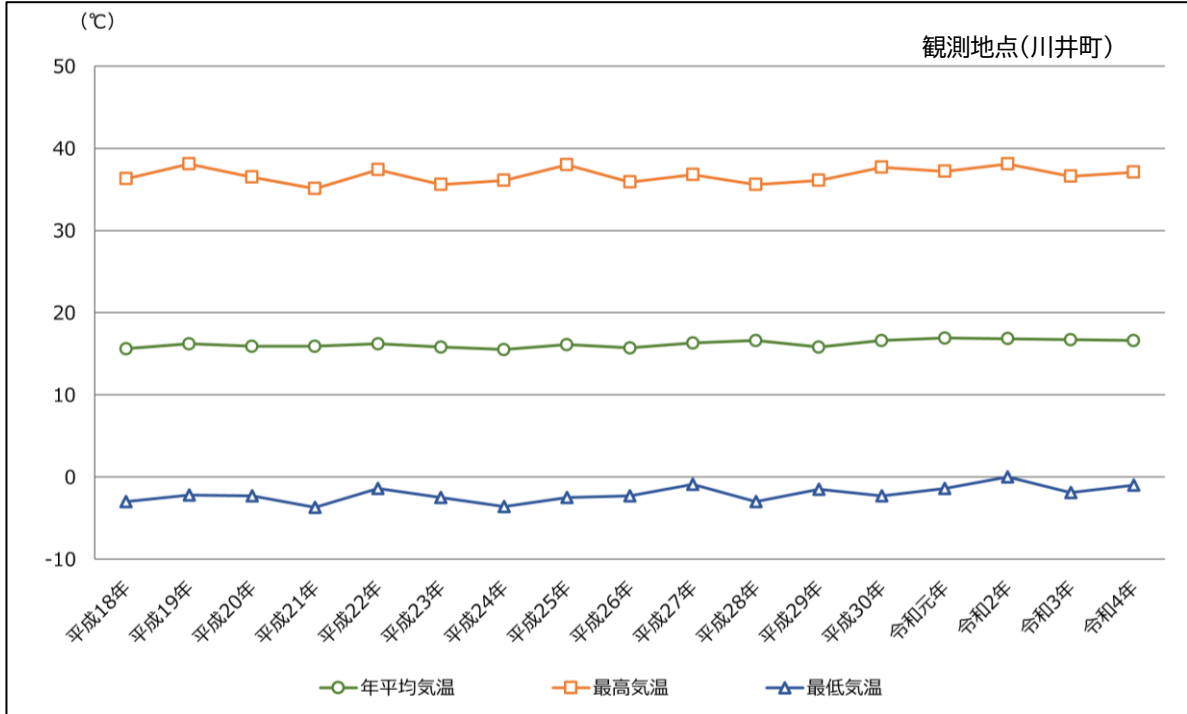
一部の地域では、地形や生産面の条件が不利なことから集落機能や生産機能の低下が著しく、過疎地域自立促進特別措置法や山村振興法などの指定を受けている。



● 気候

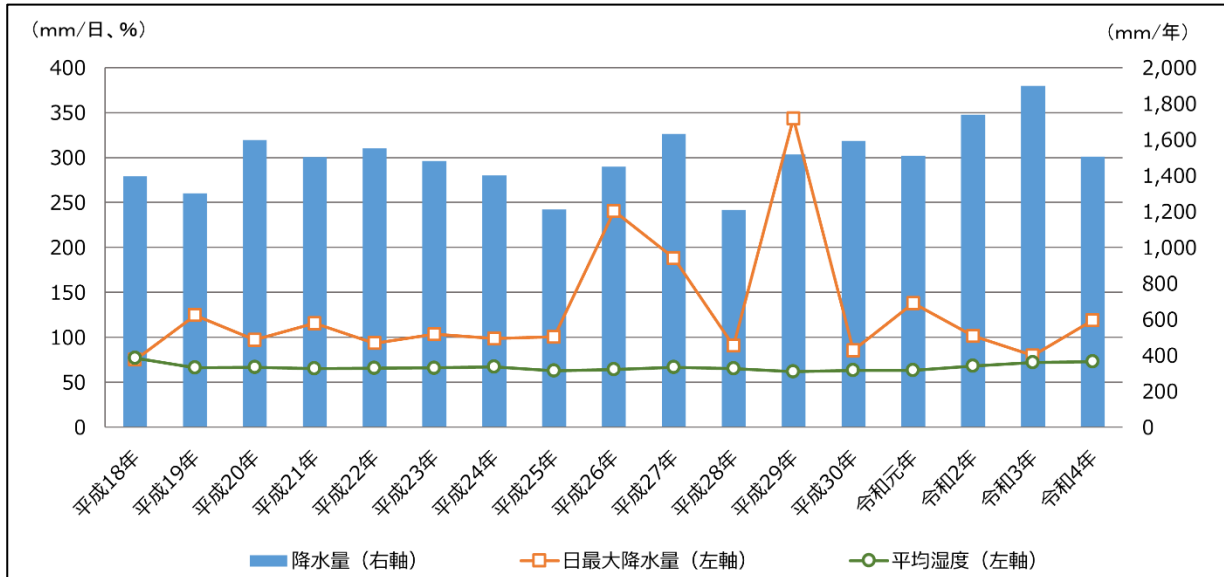
気候は概ね東海型の気候区に属し、西部は寒暖の差がやや大きく内陸的な特性を持っている。年間平均気温は 15℃から 17℃で、一般的に温暖でおだやかな気候である。

降水量は年間 1,500 mm程度となっている。



資料: 松阪地区広域消防組合

気温(年平均・最高・最低)の推移



資料: 松阪地区広域消防組合

降水量・湿度の推移

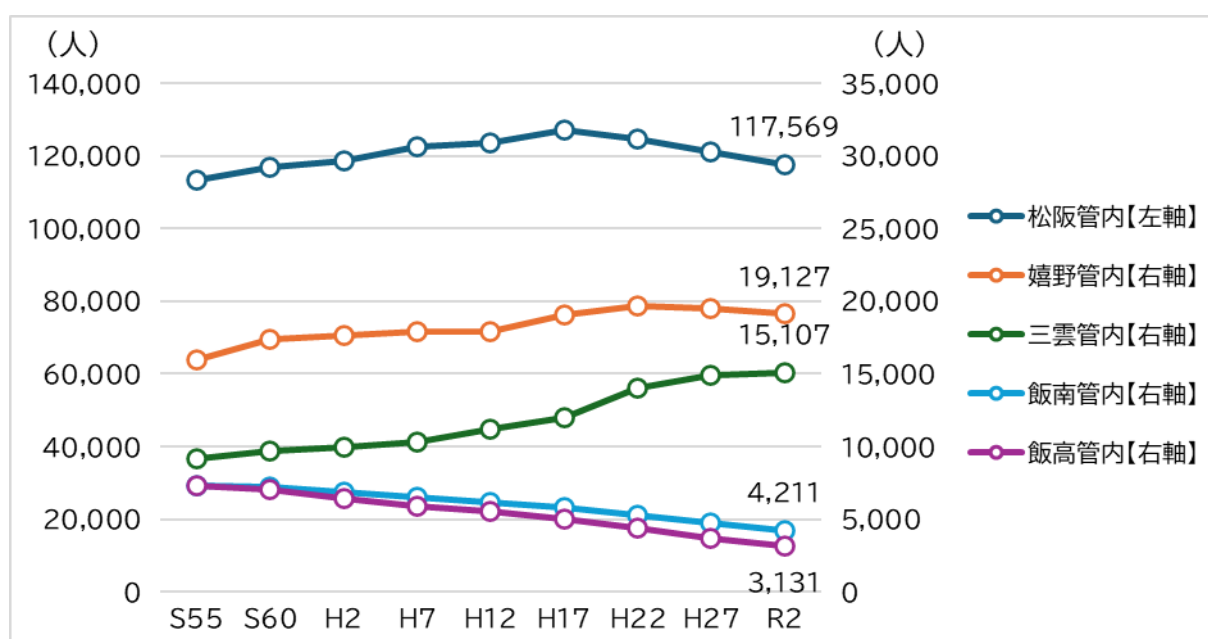
② 人口・世帯

本市の2020(令和2)年(国勢調査)の人口は、159,145人で、2005(平成17)年から2010(平成22)年に減少に転じており、2010(平成22)年から2015(平成27)年にかけては約4,200人減少、2015(平成27)年から2020(令和2)年にかけては約4,700人減少とその減少割合が拡大している。

人口の約74%を松阪管内が占めており、嬉野管内、三雲管内をあわせた市の東部に人口の95%以上が集中する状況となっている。

地域別では、三雲管内において増加がみられる一方、2015(平成27)年まで増加傾向にあった嬉野管内で減少がみられ始めている。また、山間部の飯南管内、飯高管内においては、減少が続いている。

世帯数は、市全体で増加傾向にある。また、世帯人員(世帯規模)は、市全体で減少傾向にある。



資料:国勢調査

地域別人口の推移

地域別人口の推移(単位:人)

人口	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	構成比
松阪管内	113,481	116,886	118,725	122,449	123,727	127,142	124,754	121,036	117,569	73.9%
嬉野管内	15,994	17,329	17,611	17,903	17,884	19,021	19,637	19,483	19,127	12.0%
三雲管内	9,181	9,680	9,941	10,336	11,158	12,008	13,983	14,866	15,107	9.5%
飯南管内	7,257	7,194	6,891	6,528	6,180	5,800	5,299	4,774	4,211	2.6%
飯高管内	7,272	7,066	6,457	5,915	5,555	5,002	4,344	3,704	3,131	2.0%
松阪市計	153,185	158,155	159,625	163,131	164,504	168,973	168,017	163,863	159,145	100.0%
前年度比	-	3.1%	0.9%	2.1%	0.8%	2.6%	-0.6%	-2.5%	-3.0%	-

資料:国勢調査

地域別世帯数の推移(単位:世帯)

人口	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	構成比
松阪管内	32,775	34,628	36,846	40,400	43,256	47,265	47,750	47,837	48,794	74.5%
嬉野管内	4,234	4,656	4,946	5,349	5,768	6,749	7,351	7,459	7,677	11.7%
三雲管内	2,323	2,520	2,662	2,947	3,370	3,969	5,059	5,437	6,009	9.2%
飯南管内	1,908	1,901	1,878	1,832	1,841	1,823	1,764	1,693	1,620	2.5%
飯高管内	2,106	2,121	1,941	1,885	1,852	1,810	1,687	1,522	1,381	2.1%
松阪市計	43,346	45,826	48,273	52,413	56,087	61,616	63,611	63,948	65,481	100.0%
前年度比	-	5.4%	5.1%	7.9%	6.6%	9.0%	3.1%	0.5%	2.3%	-

資料:国勢調査

地域別世帯あたり人員の推移(単位:人/世帯)

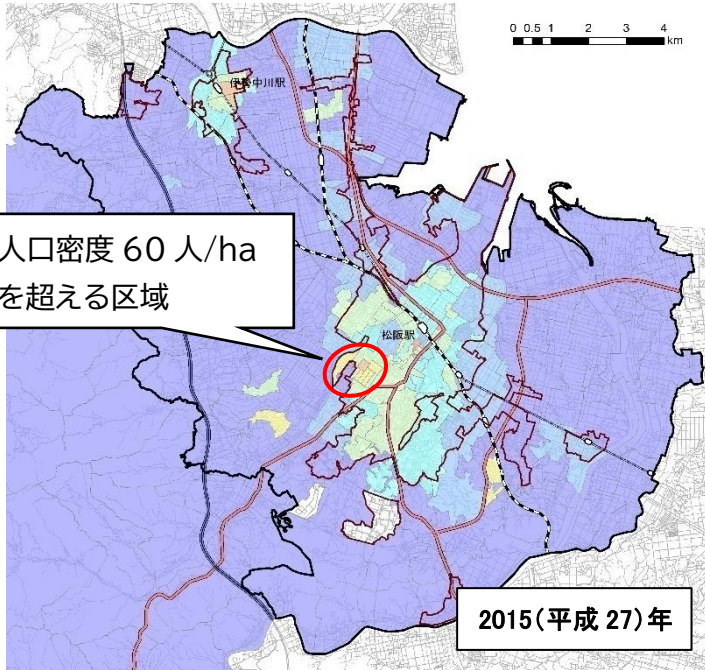
世帯数	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
松阪管内	3.46	3.38	3.22	3.03	2.86	2.69	2.61	2.53	2.41
嬉野管内	3.78	3.72	3.56	3.35	3.10	2.82	2.67	2.61	2.49
三雲管内	3.95	3.84	3.73	3.51	3.31	3.03	2.76	2.73	2.51
飯南管内	3.80	3.78	3.67	3.56	3.36	3.18	3.00	2.82	2.60
飯高管内	3.45	3.33	3.33	3.14	3.00	2.76	2.57	2.43	2.27
松阪市計	3.53	3.45	3.31	3.11	2.93	2.74	2.64	2.56	2.43

資料:国勢調査

●小地域別人口密度

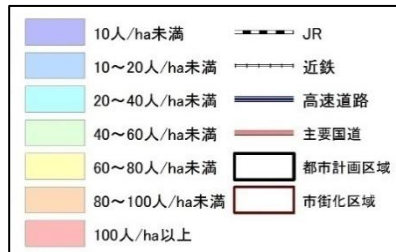
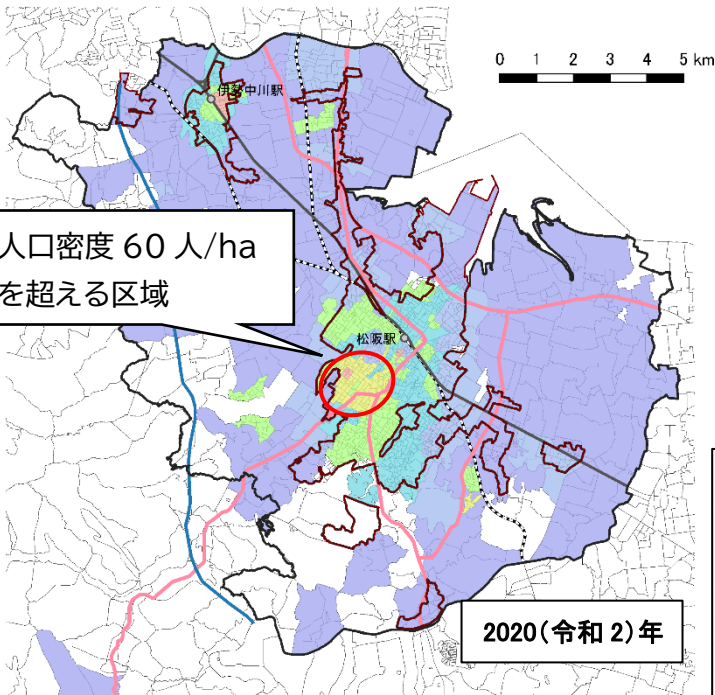
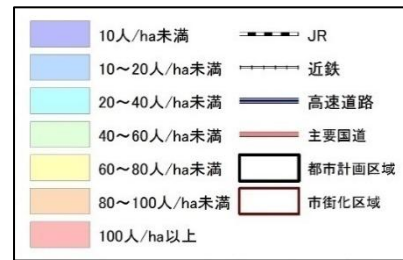
2015(平成27)年において、人口密度40人/haから60人/haの地域は松阪駅西側の市街化区域外縁部に広く分布しており、一部60人/haから80人/haの地域がみられる。

2020(令和2)年において、松阪駅周辺や伊勢中川駅の市街地では大きな変化はみられず、松阪駅西側や伊勢中川駅東側では人口密度80人/haを超える地域がみられる。



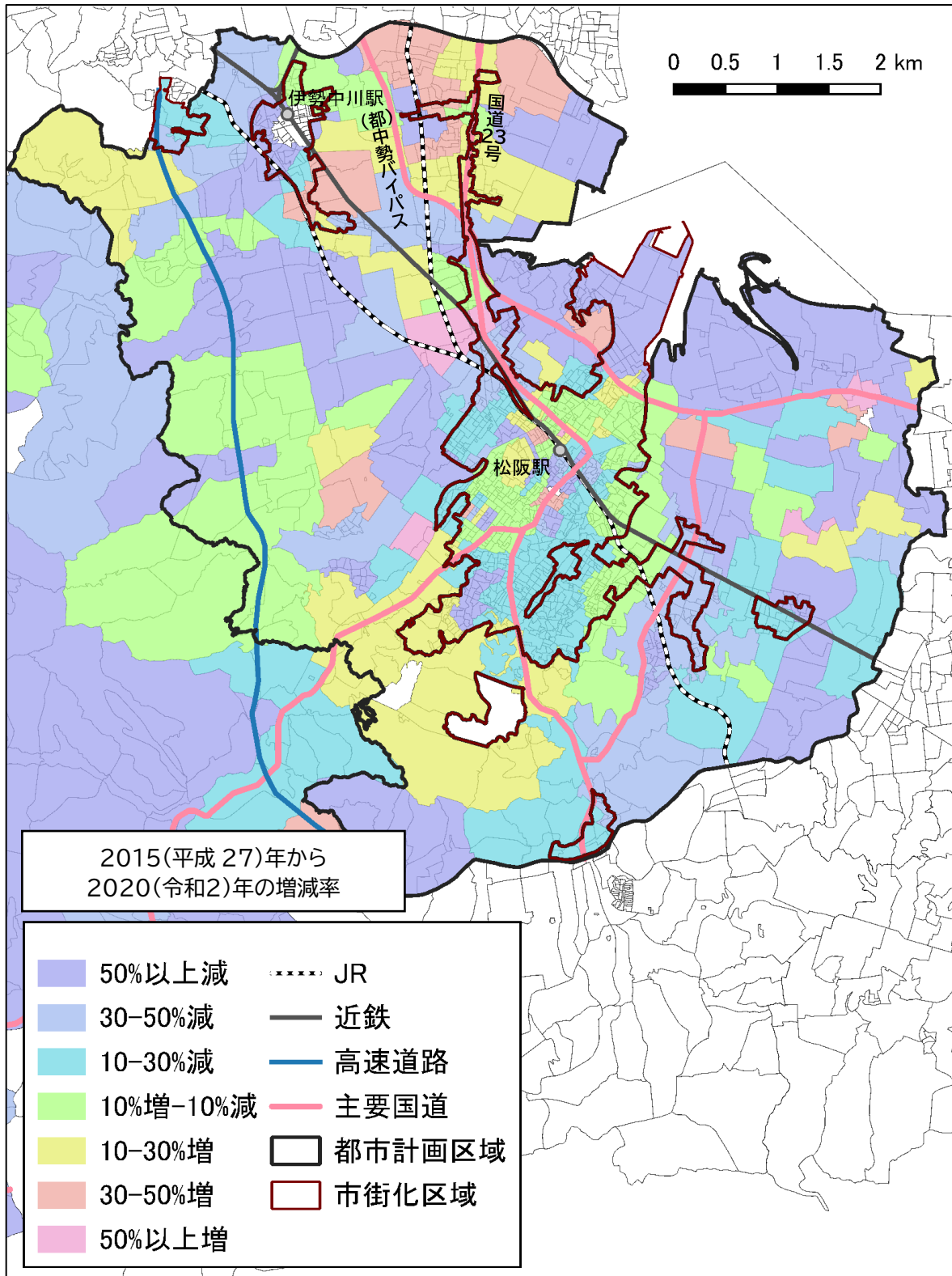
資料:総務省「地図で見る統計(統計GIS)」、国土交通省「国土数値情報」より作成

※提供されている小地域の区画は年により異なるが、比較のためになるべく同一となるよう、複数区画を合算して人口密度を算出し調整している



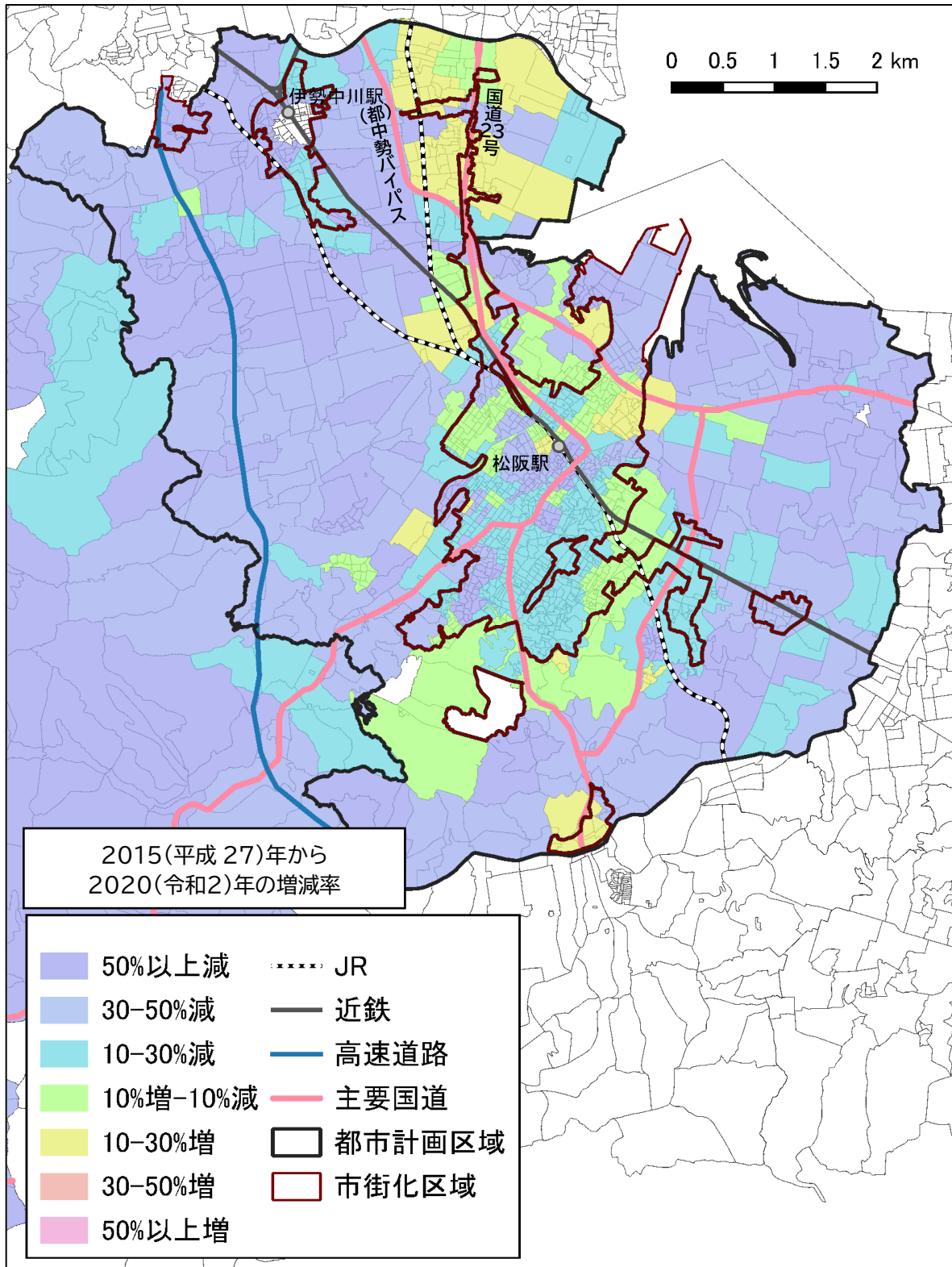
●小地域別年少人口の増減率(2015(平成 27)年から 2020(令和2)年)

2015(平成 27)年から 2020(令和2)年の年少人口(15 歳未満)の増減率は、伊勢中川駅周辺、三雲管内の国道 23 号と(都)中勢バイパスに挟まれた区域周辺などで増加率が高く、松阪駅周辺等では横ばい若しくは減少の地域が多くなっている。



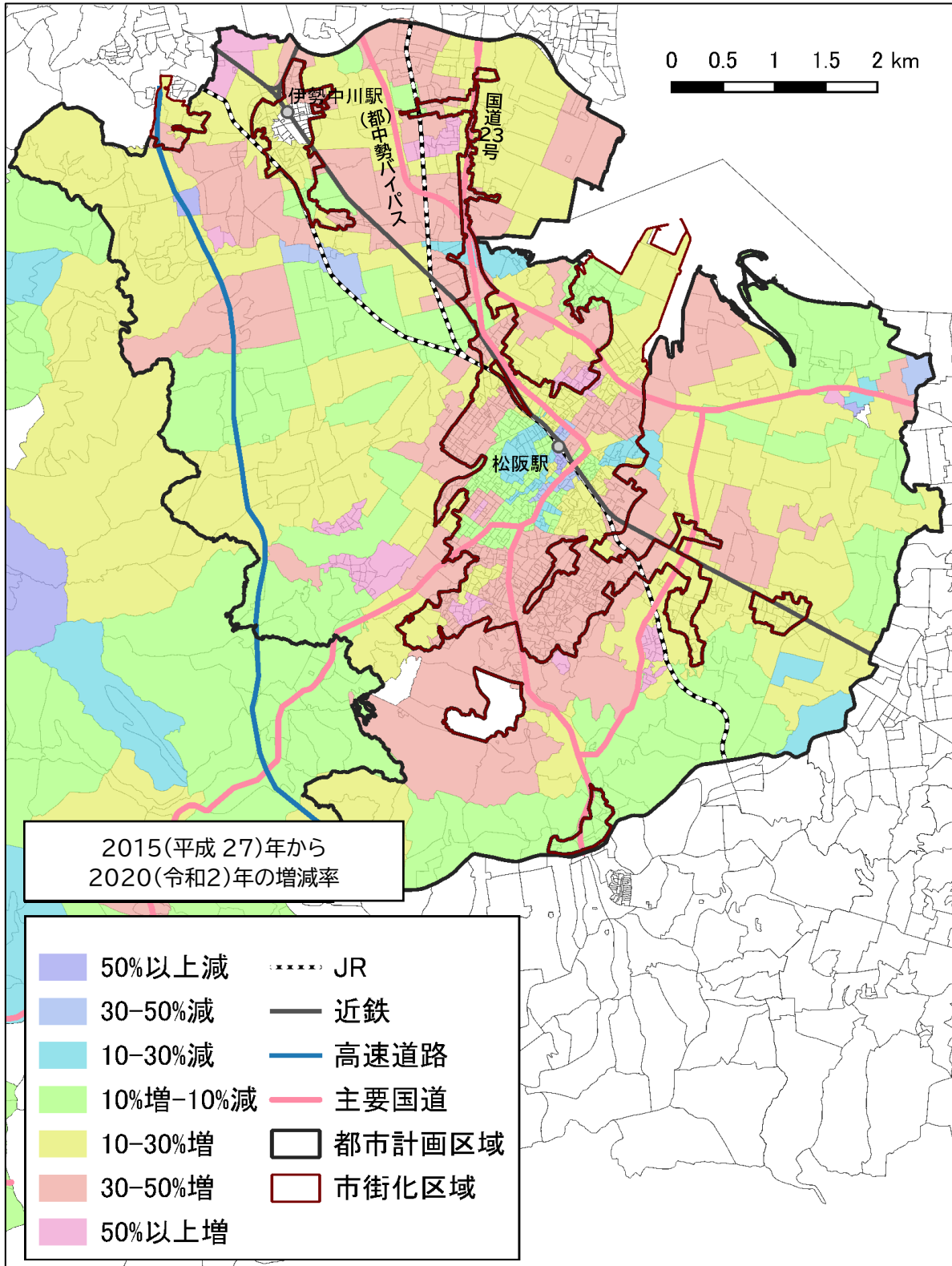
●小地域別生産年齢人口の増減率(2015(平成 27)年から 2020(令和2)年)

2015(平成 27)年から 2020(令和2)年の生産年齢人口(15 歳から 64 歳)の増減率は、三雲管内の国道 23 号と(都)中勢バイパスの間の区域周辺などで増加率が高く、松阪駅周辺等では減少の地域が多くなっている。



●小地域別老年人口の増減率(2015(平成 27)年から 2020(令和2)年)

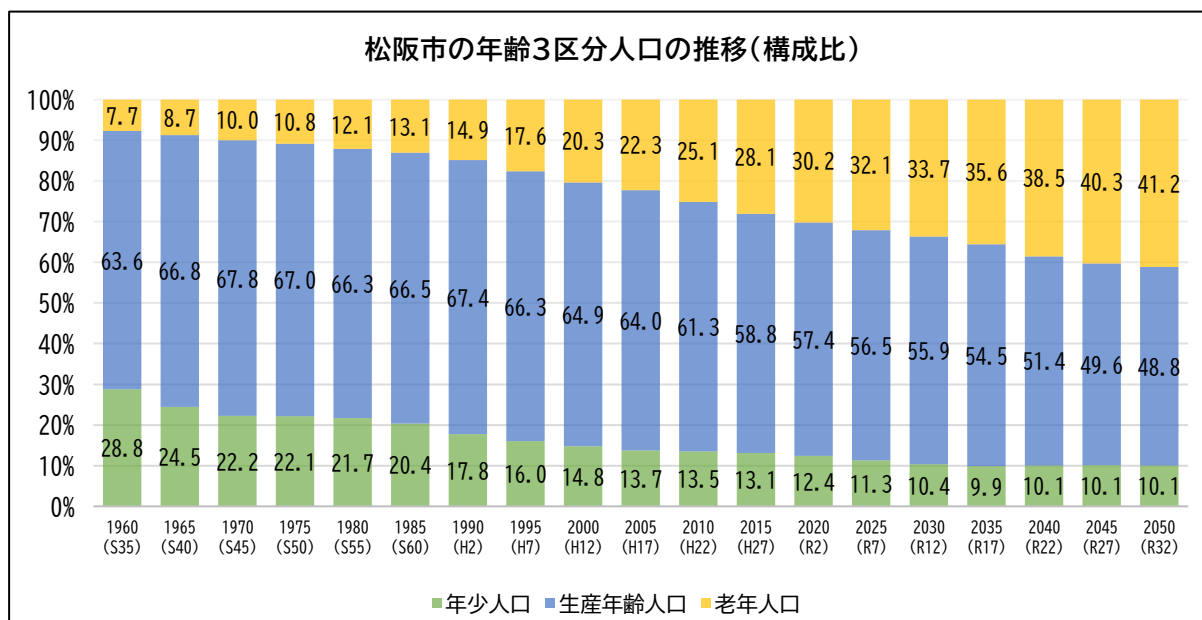
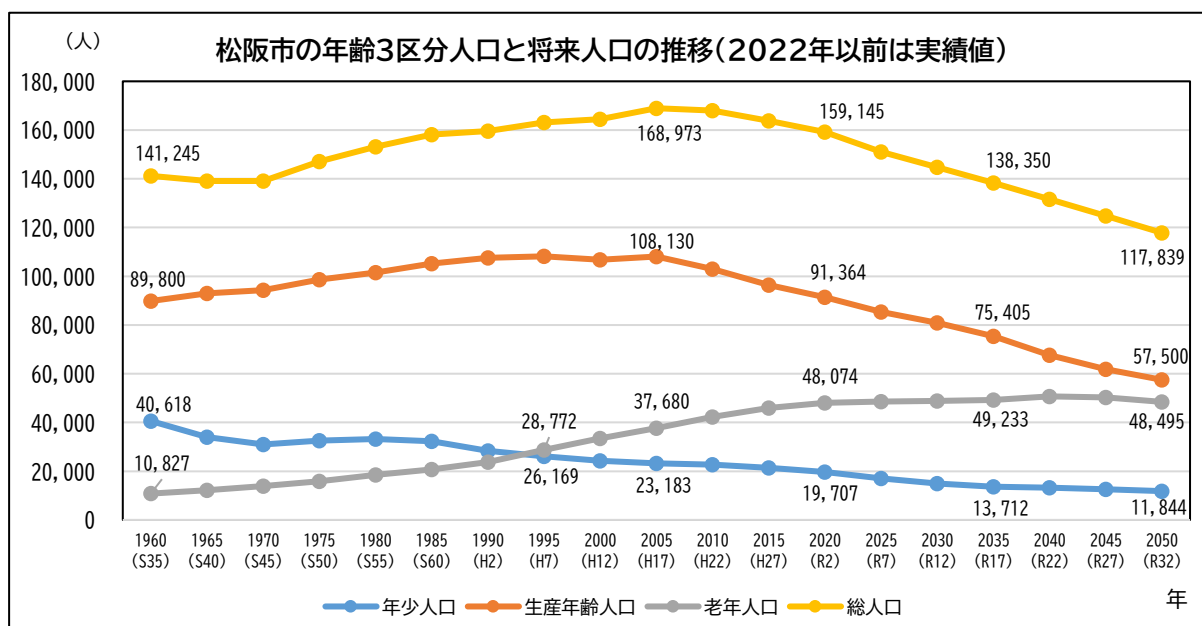
2015(平成 27)年から 2020(令和2)年の老年人口(65 歳以上)の増減率は、松阪駅西側の市街化区域外縁部や伊勢中川駅周辺、三雲管内の国道 23 号と(都)中勢バイパスの間の区域周辺などで増加率が高くなっている。



③ 年齢3区分別人口割合

年齢3区分別人口の構成比をみると、2020(令和2)年には、老年人口(65歳以上)が3割を超える一方で、生産年齢人口(15歳から64歳)が6割未満、年少人口(15歳未満)が1割程度まで減少している。

また、今後もこの傾向が続くことが予測され、2050(令和32)年の年齢3区分人口構成比は、年少人口10.1%、生産年齢人口48.8%、老年人口41.2%となる推計が出ている。



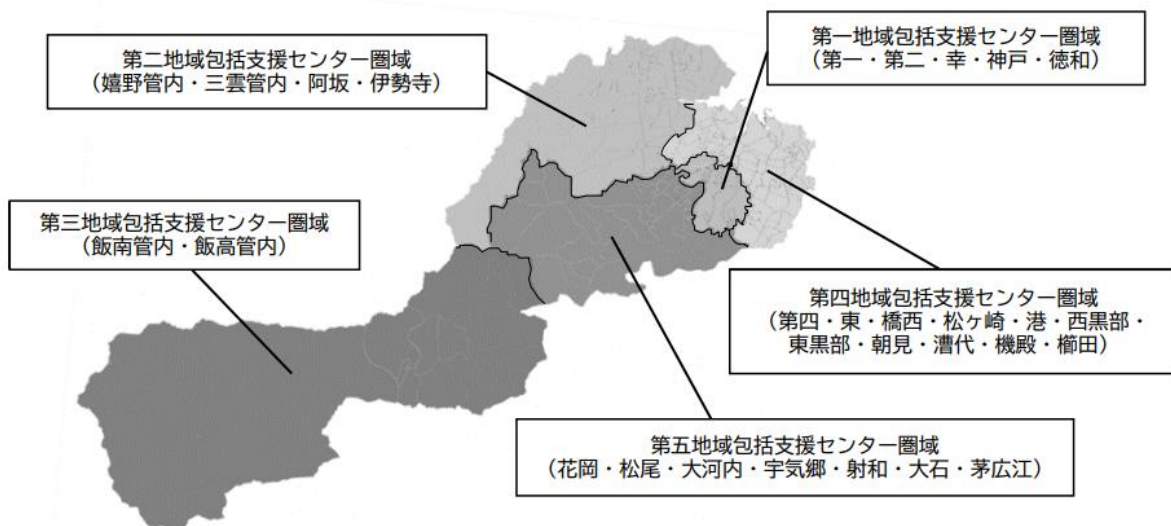
資料:国勢調査/国立社会保障・人口問題研究所(2023(令和5)年推計)
 ※比率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

地域包括支援センター別の高齢化率をみると、都市計画区域外の第三地域包括支援センター圏域(飯南・飯高管内)で49.0%と最も高くなっており、最も低いのが第一地域包括支援センターの28.3%となっている。

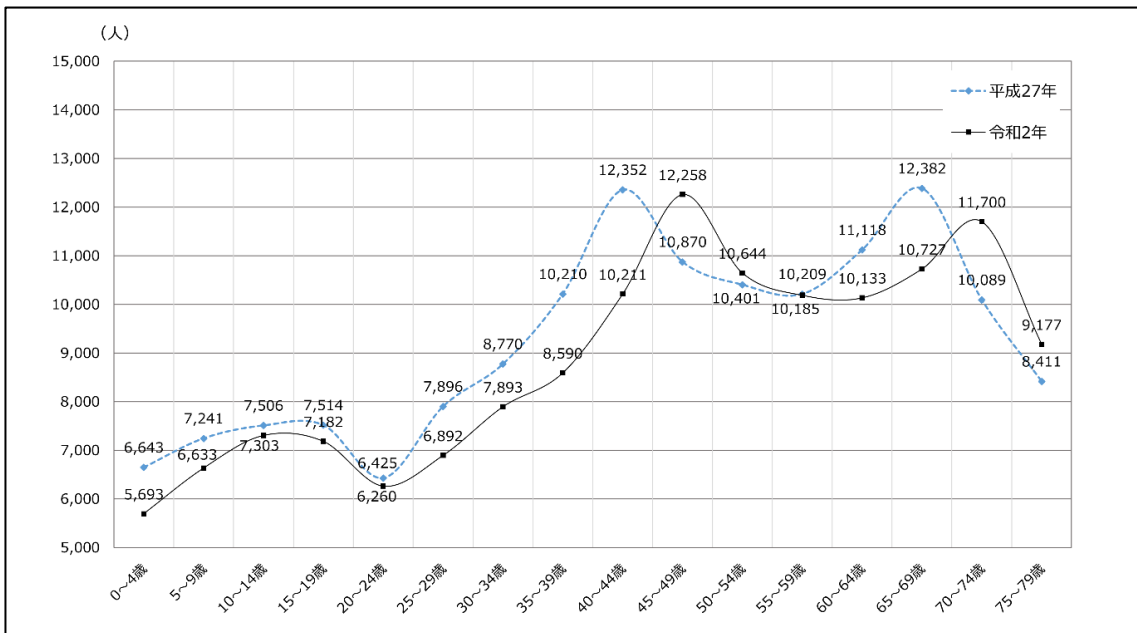
地域包括支援センター別地域別高齢化率

区分	人口①	65歳以上人口②	高齢化率②/①	75歳以上人口③	人口に占める割合③/①
第一地域包括支援センター	35,676人	10,092人	28.3%	5,610人	15.7%
第二地域包括支援センター	39,329人	11,495人	29.2%	6,231人	15.8%
第三地域包括支援センター	7,342人	3,594人	49.0%	2,106人	28.7%
第四地域包括支援センター	41,992人	12,889人	30.7%	7,071人	16.8%
第五地域包括支援センター	33,879人	10,266人	30.3%	5,426人	16.0%
合計	158,218人	48,336人	30.6%	26,444人	16.7%

資料:第10次高齢者福祉計画(2023(令和5)年4月1日現在)



2015(平成 27)年から 2020(令和2)年の 5 歳階級別人口移動をみると、15 歳から 19 歳がその後の 5 ヶ年で転出により大幅に減少しており、35 歳以上の子育て世代も減少している。

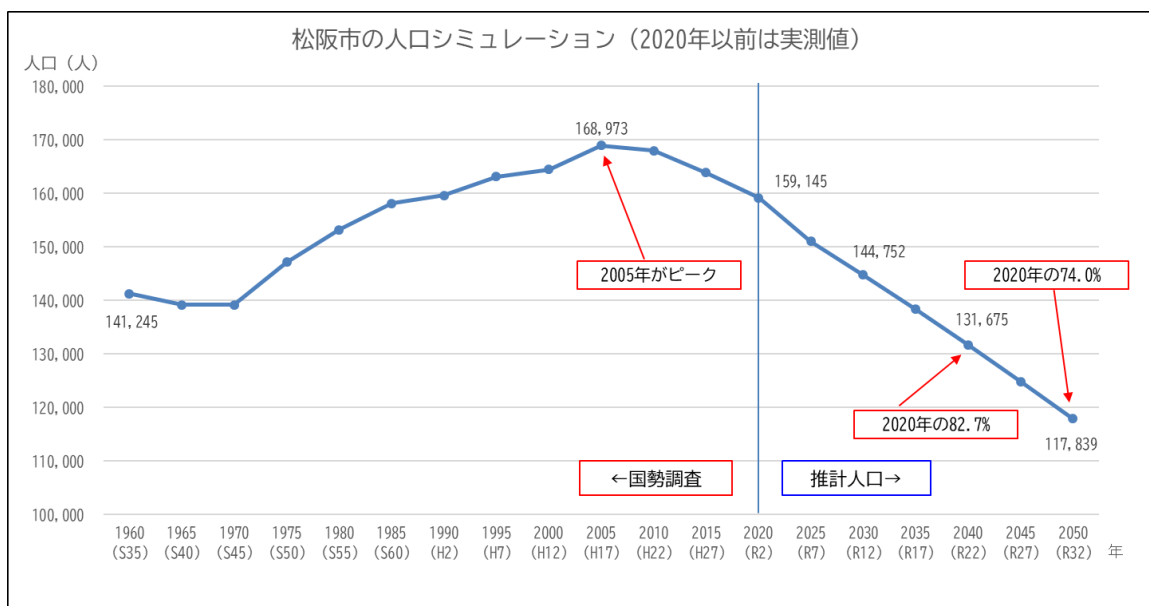


資料:国勢調査

5 年間で(2015(平成 27)年から 2020(令和2)年)の人口移動

● 将来人口推計

目標年次である 2045(令和 27)年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の 2023(令和5)年推計で約 125,000 人、2050(令和 32)年には、約 118,000 人になると推計されており、2020(令和2)年と比べて 26%減少となっている。

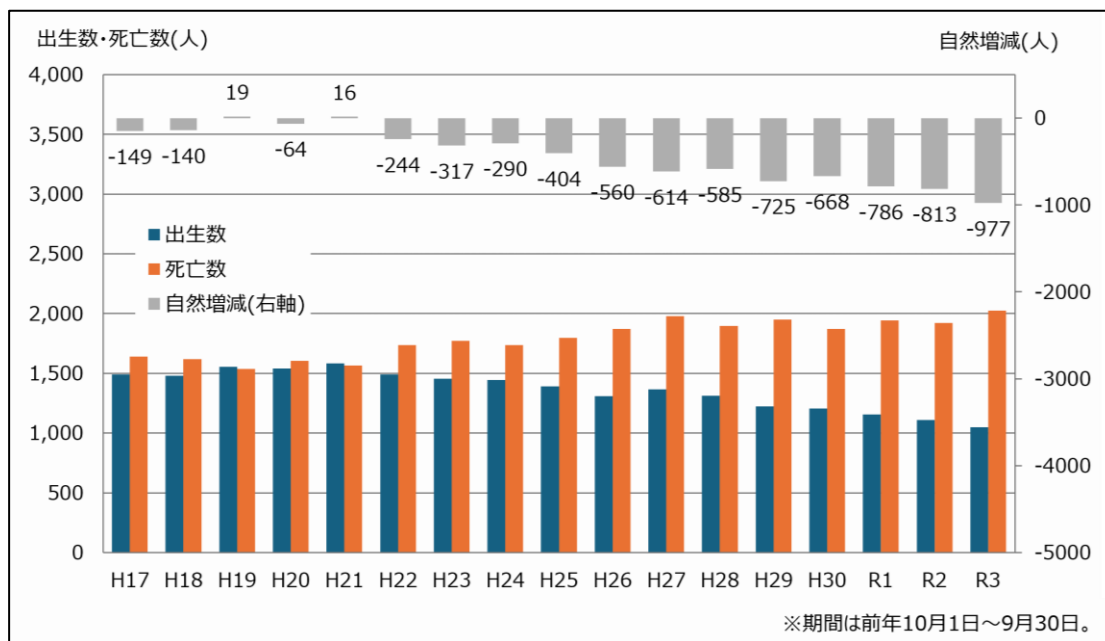


資料:国立社会保障・人口問題研究所(2023(令和5)年推計)

④ 人口動態

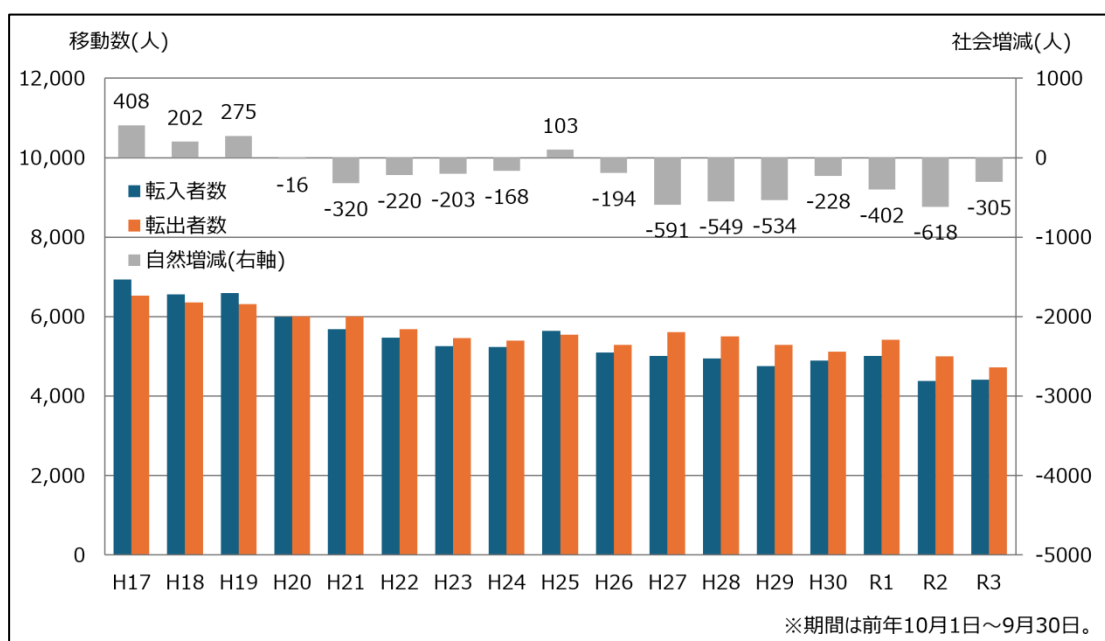
出生と死亡による「自然増減」は、2010(平成 22)年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」が継続し、2021(令和3)年では、約 1,000 人の自然減となっている。

「社会増減」は、2007(平成 19)年頃までは概ね転入超過(社会増)であったが、2008(平成 20)年以降は、2013(平成 25)年を除き転出超過(社会減)であり、2015(平成 27)年から 2021(令和3)年では、約 200 人から 600 人の社会減となっている。



資料：三重県市町累年統計より作成

自然増減(出生数・死亡数)の推移

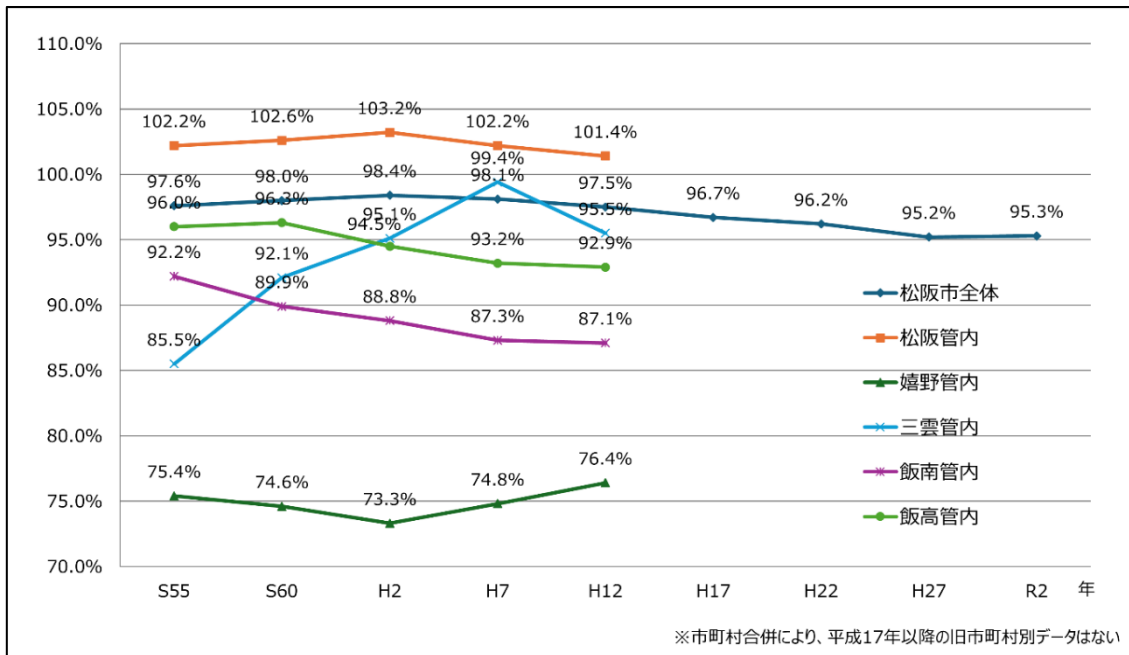


資料：三重県市町累年統計より作成

社会増減(転入・転出者数)の推移

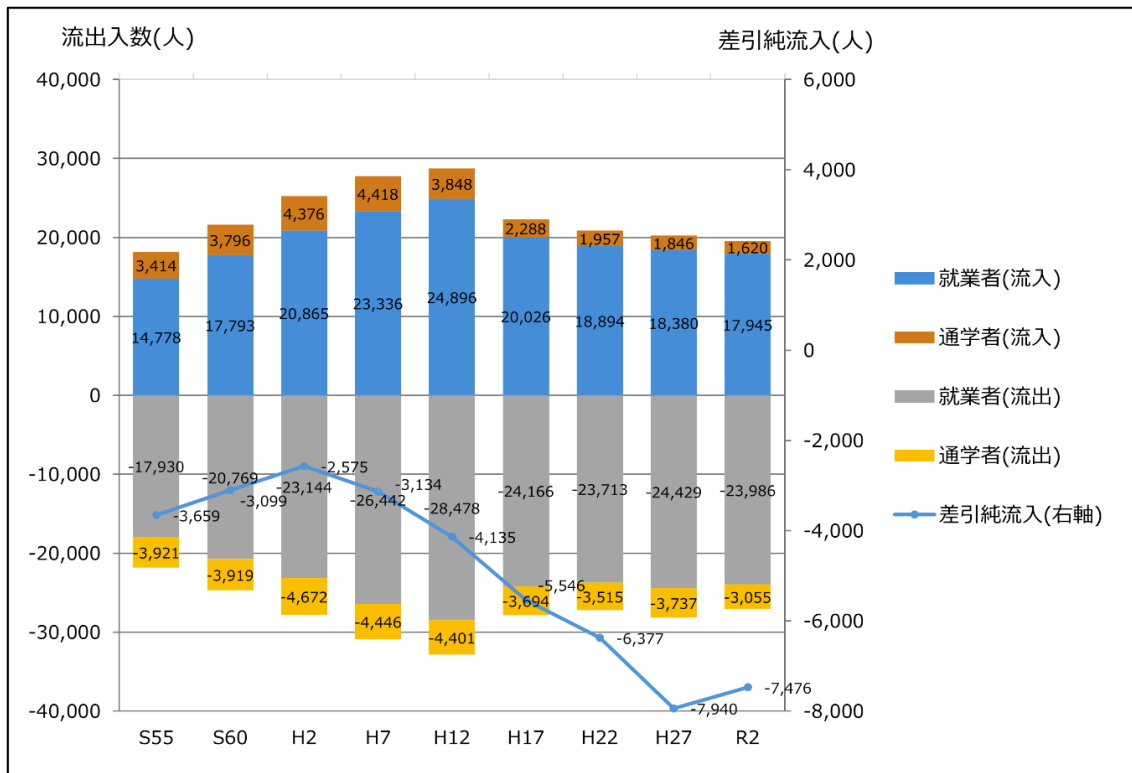
⑤ 昼間人口

昼間人口の推移をみると、松阪市全体では昼間人口比率が低下しており、市外に通勤・通学する市民が、市内に通勤・通学する市外居住者を上回っている。



資料：国勢調査

昼間人口比率の推移(地域別)



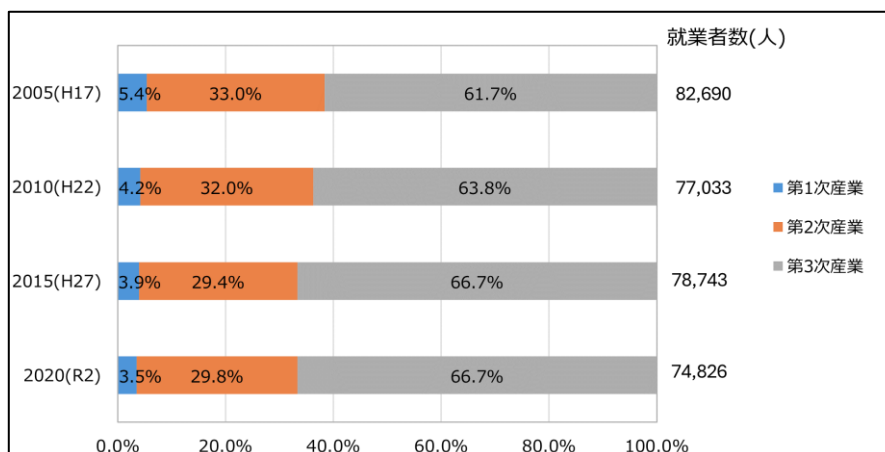
資料：国勢調査

昼間人口の推移

⑥ 産業

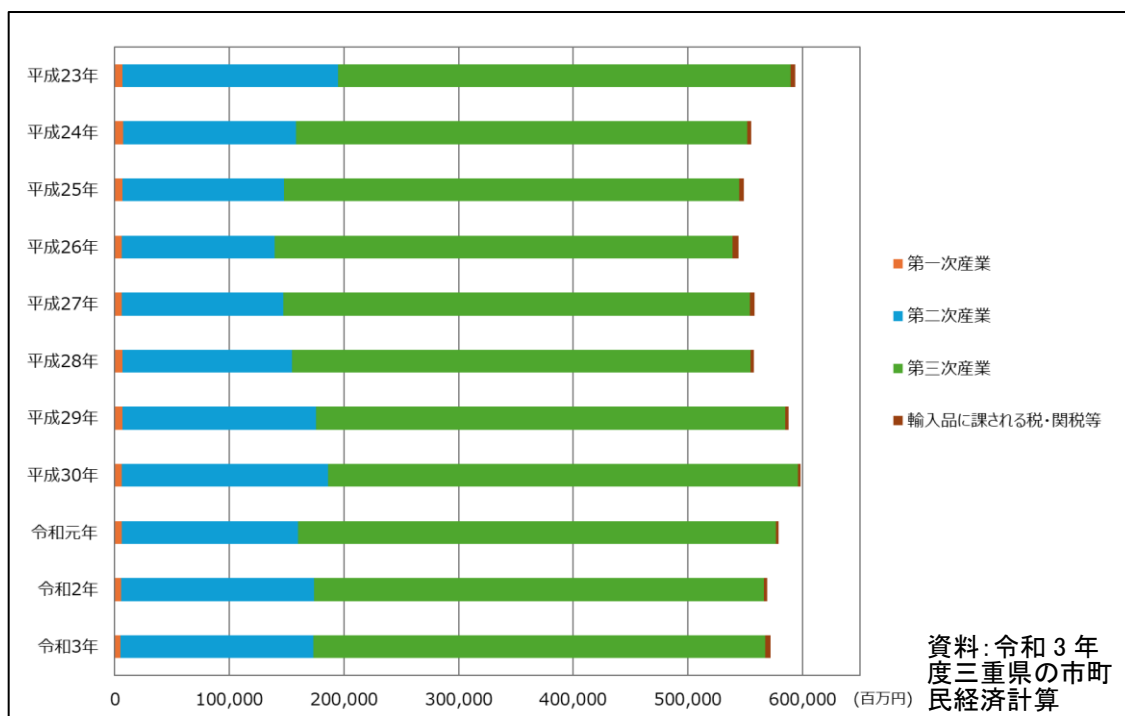
松阪市の就業者数は、2020(令和2)年時点で74,826人となっており、産業別就業者の構成比を2015(平成27)年と2020(令和2)年で比較すると、第1次産業は3.9%から3.5%に減少、第2次産業は29.4%から29.8%に増加、第3次産業は66.7%で維持しており、第3次産業の割合が多い構成となっている。

総生産額は2021(令和3)年度時点で約5,722億円となっており、近年多少の増減はあるものの概ね横ばいで推移している。産業別生産額の構成比の推移については第2次産業が微増、第3次産業が微減傾向である。



資料:国勢調査

※比率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある
産業別就業者数の構成比



資料:令和3年度三重県の市町
民経済計算

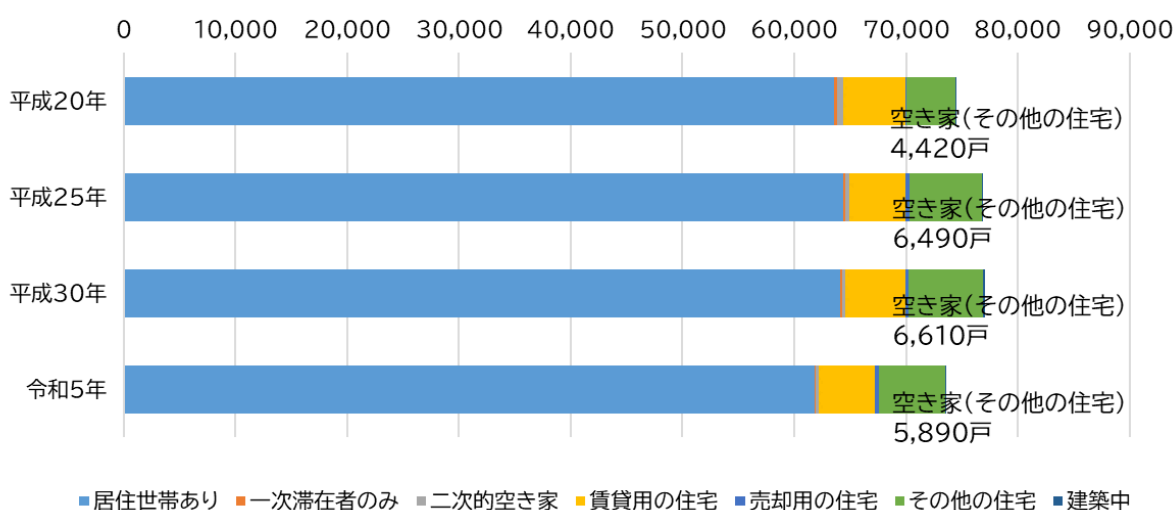
経済活動別市内総生産の推移

⑦ 住宅

住宅・土地統計調査によると、2023(令和5)年の松阪市内の住宅数は 73,490 戸となっており、そのうち、居住世帯のある住宅が 61,830 戸となっている。

空き家(二次的住宅、賃貸の住宅、売却用の住宅、その他の住宅)数が 11,550 戸となっており、空き家率は 15.7%となっている。そのうち、空き家(その他の住宅)数は 5,890 戸であり、その空き家率は 8.0%となっている。

なお、2022(令和4)年の空家等実態調査では、空家等軒数は 4,103 件であり、第2次松阪市空家等対策計画(2024(令和6)年9月一部改訂)では、空家率が約 5.5%となっている。



資料:住宅・土地統計調査

居住世帯の有無別住宅数

2022(令和4)年の空家等実態調査による空家等軒数

管内	軒数	建物の状態(居住の可能性)						
		比率	A	比率	B	比率	C	比率
市全域	4,103	132%	1,794	155%	1,501	134%	808	107%
本庁管内	2,646	135%	1,226	163%	989	137%	431	101%
嬉野管内	487	130%	205	154%	175	118%	107	118%
三雲管内	263	137%	130	157%	92	135%	41	108%
飯南管内	333	130%	115	129%	109	136%	109	130%
飯高管内	374	117%	118	120%	136	132%	120	103%

※「比率」は第1次計画との対比率

注)住宅・土地統計調査は、「居住実態のない住宅(賃貸用の空き家など)」も空き家に含んでいるが、空家等実態調査では、「その他の空き家」のみを対象としている。

資料:第2次松阪市空家等対策計画

※空家等実態調査の概要

① 目的

空家特措法では、空家等は所有者等による適正な管理を含めた「利活用」や、周辺の生活環境に悪影響を与えるおそれのある空家等は「除却」を行うよう求めています。

そのため、利活用可能な空家等や、除却の対象とすべき家等を把握するとともに、対策を検討する基礎資料とするため、市全域において、2018(平成 30)年に実施した空家等実態調査以降、新たに空家等となった新規空家等について、空家等実態調査(空家等の所在地、軒数、状態等の把握)を実施しました。

② 調査対象

市全域にある空家等のうち、2018(平成 30)年に実施した空家等実態調査以降、概ね 1 年以上住んでいない(営業・使用していない)と思われる専用住宅、店舗併用住宅、店舗、工場。(新規空家等)

※空家等特措法第 2 条第 1 項の規定による「空家等」を対象

③ 現地調査期間

2022(令和 4)年 6 月 1 日から 2022(令和 4)年 7 月 31 日まで

④ 調査内容

調査結果の整合性を確保するため、2018(平成 30)年に実施した空家等実態調査の内容を基本とします。

- ・現地に赴き、目視による外観から状態(居住の可能性)を判断する外観調査を基本とします。
- ・対象となる空家等を調査用地図の該当箇所に印をつけることにより、空家等の所在地を把握。
- ・把握した空家等の状態(居住の可能性)を把握。

※居住の可能性

A:すぐに住めそうな空家等(適切な管理がされており、居住可能な状態)

B:少し手を加えればすぐに住めそうな空家等(居住するには簡単な修繕等が必要)

C:住めない空家等(居住するには建て替え又は相当な修繕等が必要)

資料:第2次松阪市空家等対策計画

2020(令和2)年度においては、居住世帯のある住宅(65,050 戸)の中で、耐震性のない住宅が 14.9%(9,700 戸)と推計されている。2008(平成 20)年度から、8.8 ポイント上昇している。

市における住宅耐震化の状況

(単位:戸)

松阪市内の住宅戸数		H20 年度	H25 年度	H30 年度	R02 年度	
住宅総数		63,550	64,430	64,140	65,050	
耐震性のある住宅戸数(①+②) (耐震化率)		48,480 (76.3%)	51,960 (80.6%)	53,810 (83.9%)	55,350 (85.1%)	
昭和 56 年以降建築①		41,240	45,990	48,840	50,400	
昭和 55 年 以前 建築 の 住宅 総数	耐震性あり	木造住宅(※1)	4,720	3,960	3,710	3,660
		木造以外の住宅(※2)	2,520	2,010	1,260	1,290
		計②	7,240	5,970	4,970	4,950
	耐震性なし	木造住宅(※1)	14,270	11,830	9,720	9,310
		木造以外の住宅(※2)	800	640	620	390
		計	15,070 (23.7%)	12,470 (19.4%)	10,340 (16.1%)	9,700 (14.9%)

この表の値は統計調査の結果から市において推計しています。

※1 木造住宅とは、木造の戸建て、長屋、共同住宅であり、2018(平成 30)年度末時点で 13,430 戸。

※2 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建て、長屋、共同住宅。

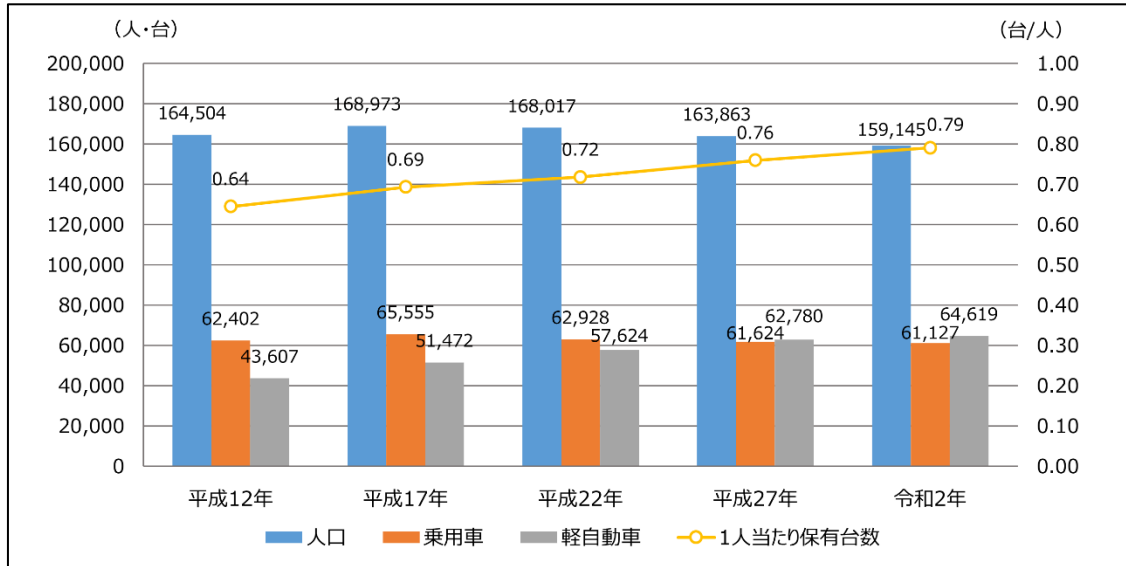
注)住宅総数は、空き家等を除いた居住世帯のある住宅。

資料:松阪市耐震改修促進計画[第二次計画]

⑧ 交通

● 自動車の保有台数

乗用車の保有台数は横ばい、軽自動車の保有台数は増加しており、市民一人あたりの自動車保有台数は増加傾向にある。

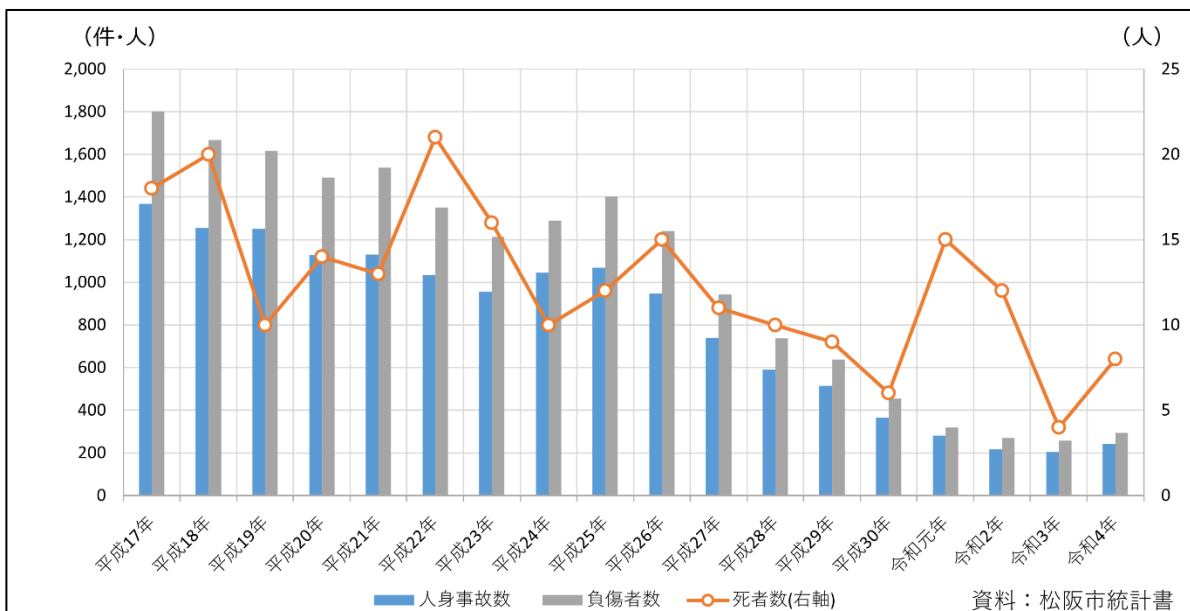


資料：国勢調査、三重県統計書

自動車保有台数の推移

● 交通事故の推移

交通事故件数のうち、人身事故数は、2011(平成 23)年度まで減少傾向にあったが、その後増加に転じ、また 2014(平成 26)年度は再び減少に転じている。人身事故数、負傷者数とも減少傾向にあるが、交通事故死者数は増減を繰り返している。



資料：松阪市統計書

交通事故件数の推移

●鉄道駅別旅客乗車人員の推移

旅客乗車人員の推移をみると、2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルスの影響のため、大きく減少となっている。2022(令和4)年度以降は徐々に回復傾向がみられるが、2019(令和元)年度以前までは利用者数が戻っていない状況にある。

鉄道駅別旅客乗車人員の推移

単位:人/年

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度	令和5年度
J R	六軒	37,016	35,979	41,783	44,186	37,129	36,963	37,108	42,367
	松阪	584,515	581,052	603,092	622,833	452,432	438,779	499,814	542,353
	徳和	152,088	159,715	155,326	150,969	142,077	134,018	143,846	141,718
	上ノ庄	2,785	2,266	2,533	2,173	1,400	1,282	1,233	1,814
	権現前	8,499	10,353	9,799	12,042	11,490	10,863	11,039	8,515
近 鉄	漕代	73,496	70,961	74,377	69,253	53,567	48,855	50,915	51,898
	櫛田	252,855	249,279	251,655	245,814	210,397	202,327	215,929	216,369
	東松阪	377,240	379,465	396,290	403,063	377,326	392,910	415,078	443,367
	松阪	2,792,22	2,820,60	2,810,51	2,755,48	1,926,26	1,984,181	2,243,19	2,360,49
	松阪(JR 経)	1,036	2,115	1,459	1,501	1,361	1,465	2,086	1,689
	松ヶ崎	196,294	197,689	193,888	195,136	153,862	152,477	154,656	163,771
	伊勢中原	96,676	94,429	86,993	85,275	77,890	80,788	89,283	95,771
	伊勢中川	1,485,83	1,509,64	1,522,89	1,562,54	1,055,63	1,070,31	1,207,68	1,311,869
合 計	6,060,56	6,113,55	6,150,59	6,150,26	4,500,83	4,555,22	5,071,86	5,381,99	

資料:三重県統計書

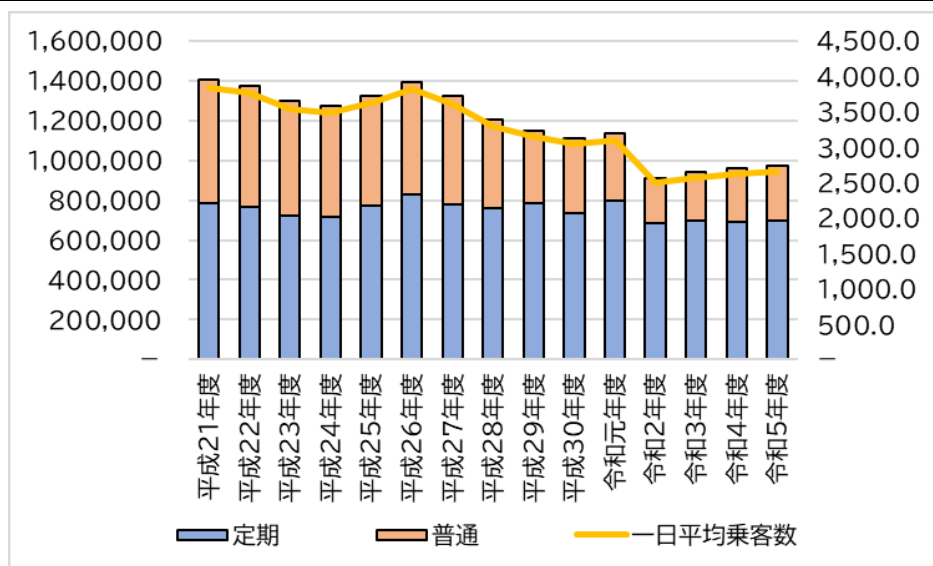
●地域公共交通(民間バス)の利用者数の推移

民間バス(三重交通)の利用状況の推移をみると、鉄道駅別旅客乗車人員と同様、2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルスの影響のため、大きく減少となっている。2022(令和4)年度以降は徐々に回復傾向がみられるが、2019(令和元)年度の水準には戻っていない。

民間バス(三重交通)の利用状況

単位:人

	乗客人員数	定期	普通	一日平均乗客数
平成 21 年度	1,403,200	786,563	616,637	3,844.4
平成 22 年度	1,374,034	767,855	606,179	3,764.5
平成 23 年度	1,296,921	720,963	575,958	3,543.5
平成 24 年度	1,273,298	715,275	558,023	3,488.5
平成 25 年度	1,325,126	772,961	552,165	3,630.5
平成 26 年度	1,394,052	830,825	563,227	3,819.3
平成 27 年度	1,321,582	779,837	541,745	3,610.9
平成 28 年度	1,202,467	757,581	444,886	3,294.4
平成 29 年度	1,147,200	781,799	365,401	3,143.0
平成 30 年度	1,109,213	737,134	372,079	3,038.9
令和元年度	1,136,447	794,243	342,204	3,105.0
令和 2 年度	912,485	686,758	225,727	2,500.0
令和 3 年度	939,072	698,197	240,875	2,572.8
令和 4 年度	958,625	689,313	269,312	2,626.4
令和 5 年度	974,934	699,876	275,058	2,663.7



資料:松阪市統計書(三重交通株式会社 松阪営業所)

民間バス(三重交通)利用状況の推移

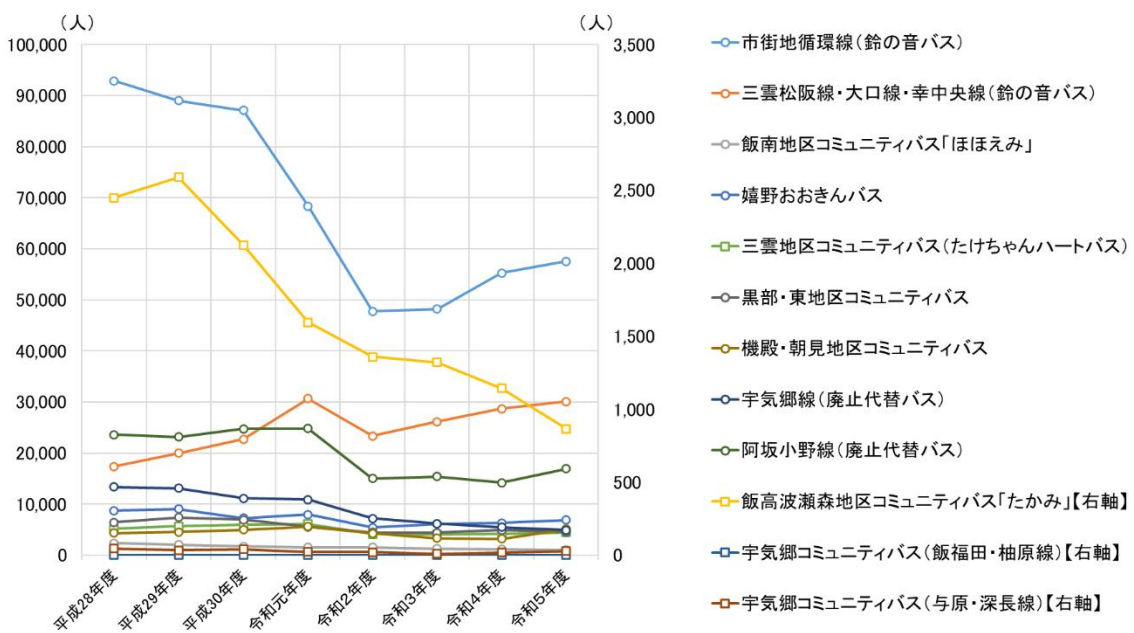
●コミュニティバスの利用者数の推移

コミュニティバスの利用状況の推移をみると、鉄道駅別旅客乗車人員と同様、多くの路線で2020(令和2)年度からは新型コロナウイルスの影響のため、大きく減少となっている。2022(令和4)年度以降には回復傾向がみられるが、2019(令和元)年度の水準には戻っていない。

コミュニティバスの利用状況

単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市街地循環線(鈴の音バス)	92,892	88,983	87,112	68,325	47,741	48,201	55,255	57,527
三雲松阪線・大口線・幸中央線(鈴の音バス)	17,391	19,967	22,714	30,657	23,360	26,149	28,653	30,076
飯南地区コミュニティバス「ほほえみ」	2,345	2,023	1,752	1,561	1,567	1,296	1,143	1,064
飯高波瀬森地区コミュニティバス「たかみ」	2,449	2,590	2,124	1,596	1,359	1,323	1,145	866
嬉野おおきんバス	8,755	9,015	7,238	7,957	5,435	6,120	6,301	6,880
三雲地区コミュニティバス(たけちゃんハートバス)	5,174	5,693	5,935	6,153	4,147	4,095	4,138	4,475
宇気郷コミュニティバス(飯福田・柚原線)	0	0	0	0	0	0	0	0
宇気郷コミュニティバス(与原・深長線)	46	34	40	22	20	9	19	28
黒部・東地区コミュニティバス	6,419	7,392	6,939	5,522	4,443	4,431	4,913	4,543
機殿・朝見地区コミュニティバス	4,315	4,564	4,978	5,594	4,289	3,317	3,224	5,125
宇気郷線(廃止代替バス)	13,375	13,132	11,163	10,900	7,200	6,200	5,500	4,900
阿坂小野線(廃止代替バス)	23,571	23,129	24,748	24,800	15,000	15,400	14,200	16,900



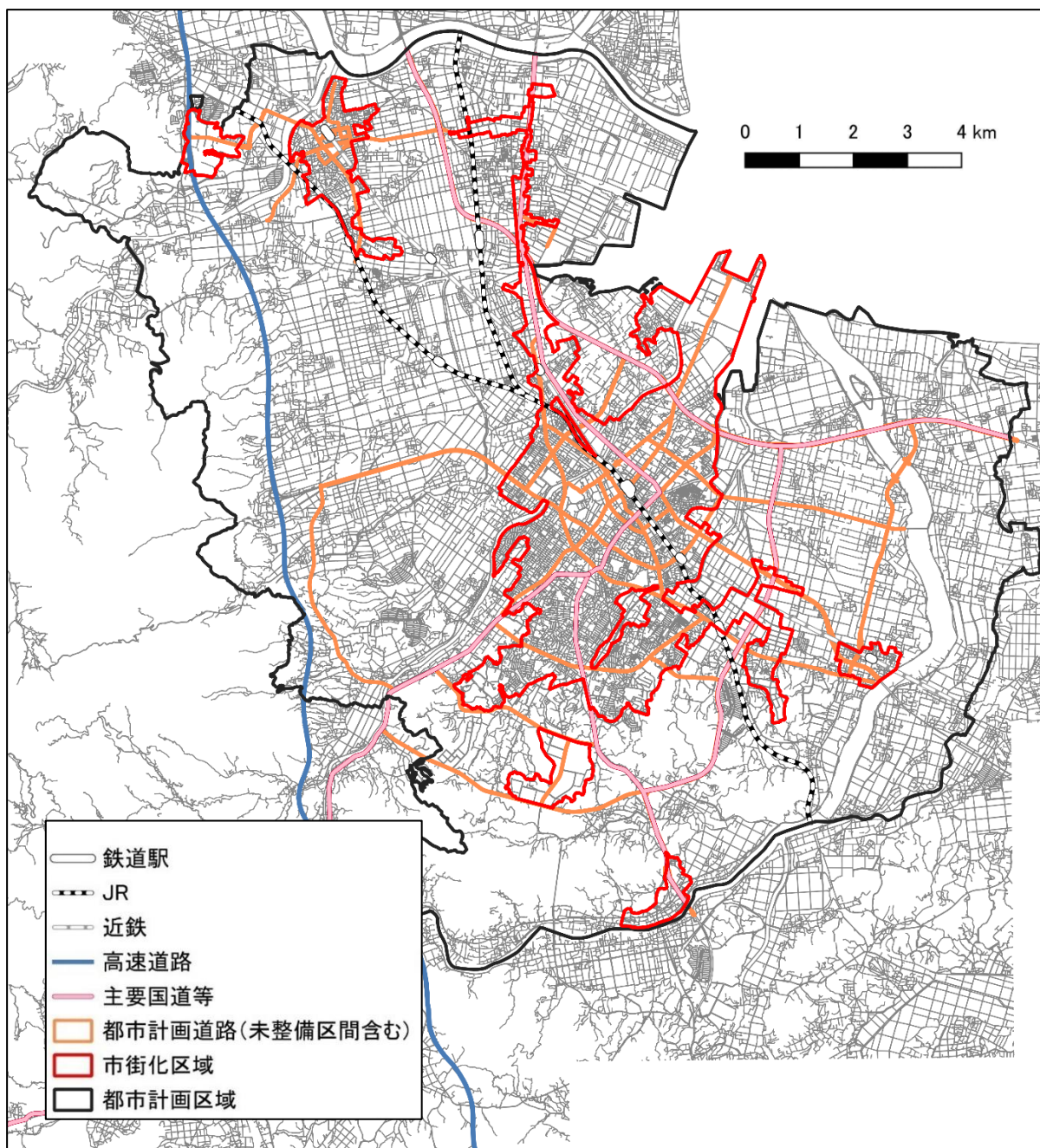
資料:松阪市商工政策課

コミュニティバス利用状況の推移

⑨ 都市施設の状況

● 道路整備状況

松阪都市計画区域内には、33路線、総延長 137,180mの都市計画道路が都市計画決定されており、施工済総延長は 66,056m、概成済総延長は 63,310m、整備率は 48.15%となっている。



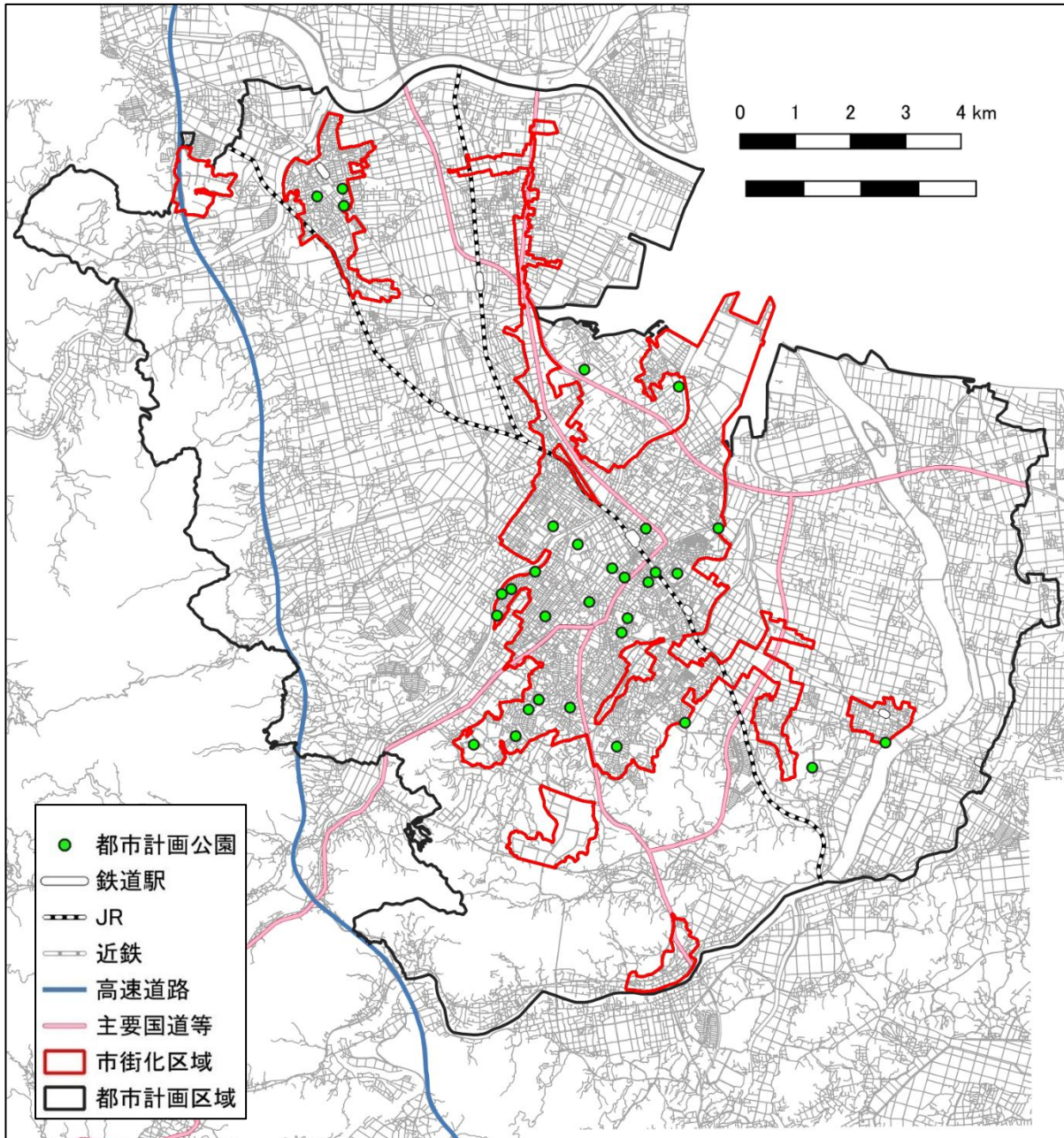
資料:松阪市

都市計画道路図

●公園の整備状況

市内には 33 の都市計画公園(運動公園:2、総合公園:1、地区公園:2、近隣公園:3、街区公園:24、特殊公園:1)が都市計画決定されている。

132.955ha のうち 127.758ha が供用されており、供用率 96.1%となっている。

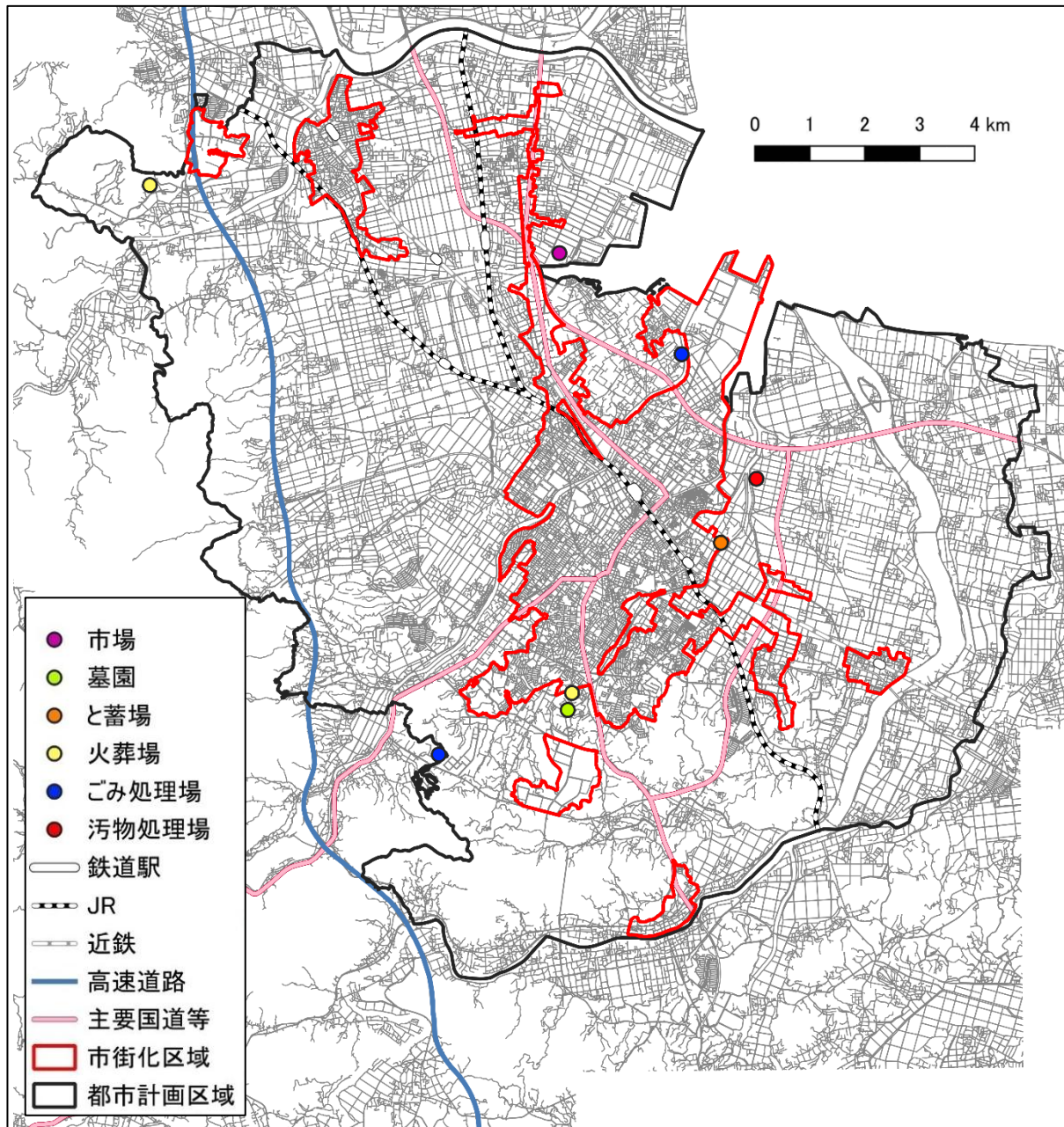


資料:松阪市

都市計画公園図

●その他都市施設の状況

都市施設として、市内には汚物処理場、ごみ処理場、と畜場、火葬場、墓園、市場が都市計画決定されている。



資料:松阪市

その他都市施設図

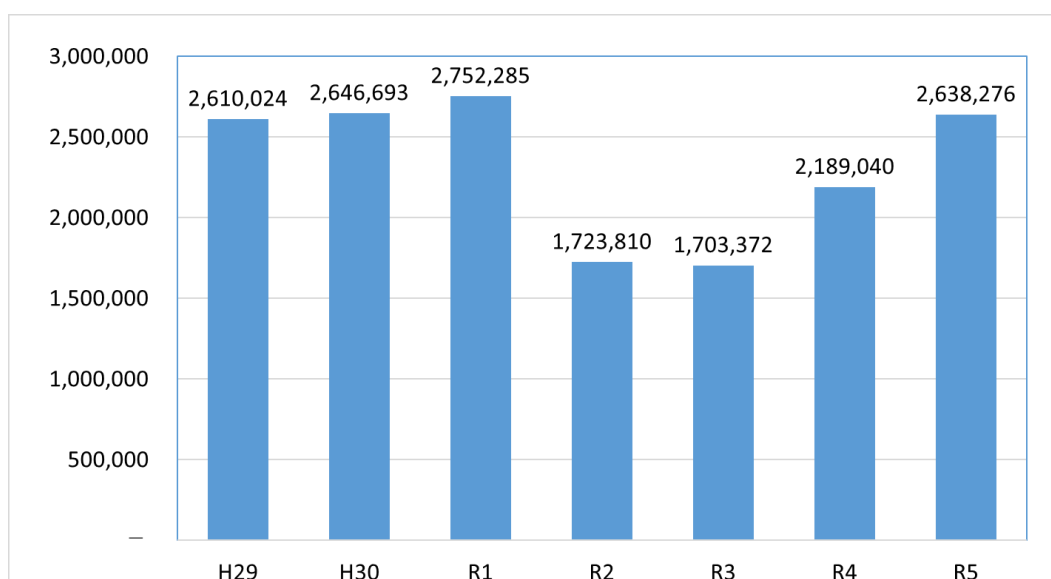
⑩ 観光

観光レクリエーション入込客数は、2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルスの影響のため、大きく減少となっているが、2022(令和4)年度以降には回復傾向がみられ、2019(令和元)年度の水準まで戻っている。

市内には様々な観光資源があり、入込客数については、松阪農業公園ベルファームなどの郊外の公園、氏郷まつりなどの祭りやイベント、道の駅「飯高駅」などの集客が大半を占めている。

観光レクリエーション入込客数推計書(松阪市分)

単位:人



資料:松阪市統計要覧

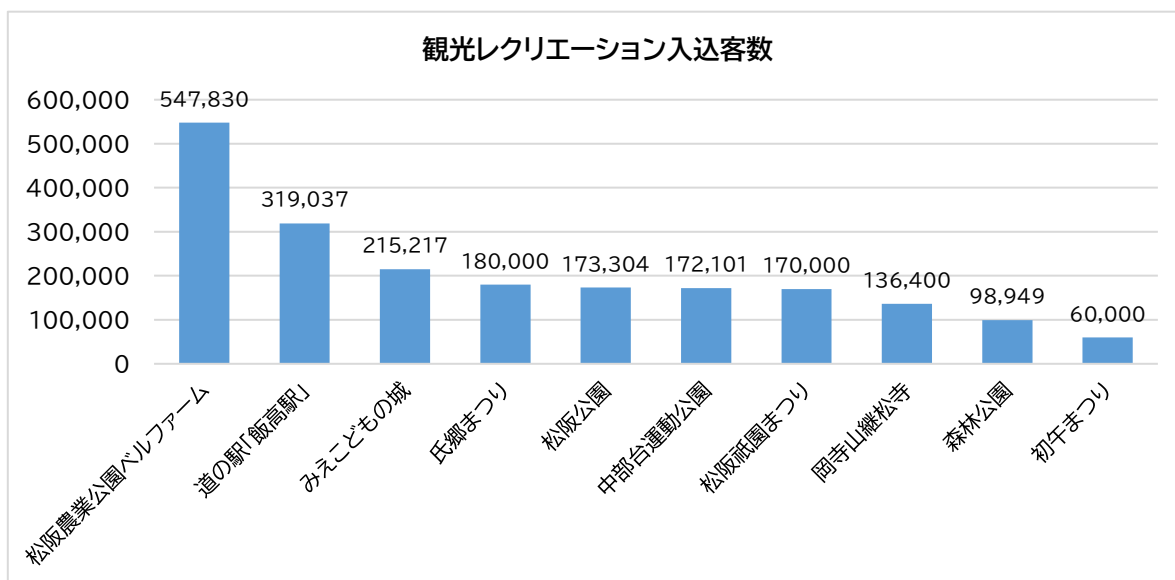
観光レクリエーション・施設及びイベント一覧

No	名称	No	名称	No	名称	No	名称
1	台高山脈	15	松阪わんわんパラダイス 森のホテルスメール	29	松阪市文化財センター	43	松阪牛まつり (松阪肉牛共進会)
2	口窄泰運寺	16	大石不動院	30	小津安二郎青春館	44	みくもの七夕笹かざり
3	蓮峡谷	17	歴史民俗資料館	31	松阪農業公園ベルファーム	45	鈴の音市
4	三峰山	18	本居宣長記念館	32	嬉野町おおきん祭り	46	総合運動公園スケートパーク
5	波瀬植物園	19	松名瀬海水浴場	33	嬉野考古館	47	豪商のまち松阪観光 交流センター
6	伊勢山上	20	松阪公園	34	松浦武四郎記念館		
7	森林公園	21	岡寺山継松寺	35	みえこどもの城		
8	リバーサイド茶倉	22	中部台運動公園	36	グリーンライフやまびこ		
9	道の駅「茶倉駅」	23	松阪祇園まつり	37	波瀬駅		
10	荒滝不動尊	24	氏郷まつり	38	まつさか交流物産館		
11	柳田川流域	25	旧小津清左衛門家 (松阪商人の館)	39	初午まつり		
12	つつじの里荒滝	26	御城番屋敷	40	宣長まつり		
13	山林舎	27	原田二郎旧宅	41	うきさとむら		
14	道の駅「飯高駅」	28	旧長谷川治郎兵衛家 (旧長谷川邸)	42	松阪もめん手織りセンター		

資料:松阪市統計要覧(2023(令和5)年度)

観光レクリエーション入込客数推計書(松阪市分)上位 10 地点

調査地点	エリア	区分	観光レクリエーション 入込客数(人/年)
松阪農業公園ベルファーム	本庁		547,830
道の駅「飯高駅」	飯高		319,037
みえこどもの城	本庁		215,217
氏郷まつり	本庁	イベント	180,000
松阪公園	本庁		173,304
中部台運動公園	本庁		172,101
松阪祇園まつり	本庁	イベント	170,000
岡寺山継松寺	本庁		136,400
森林公園	本庁		98,949
初午まつり	本庁	イベント	60,000

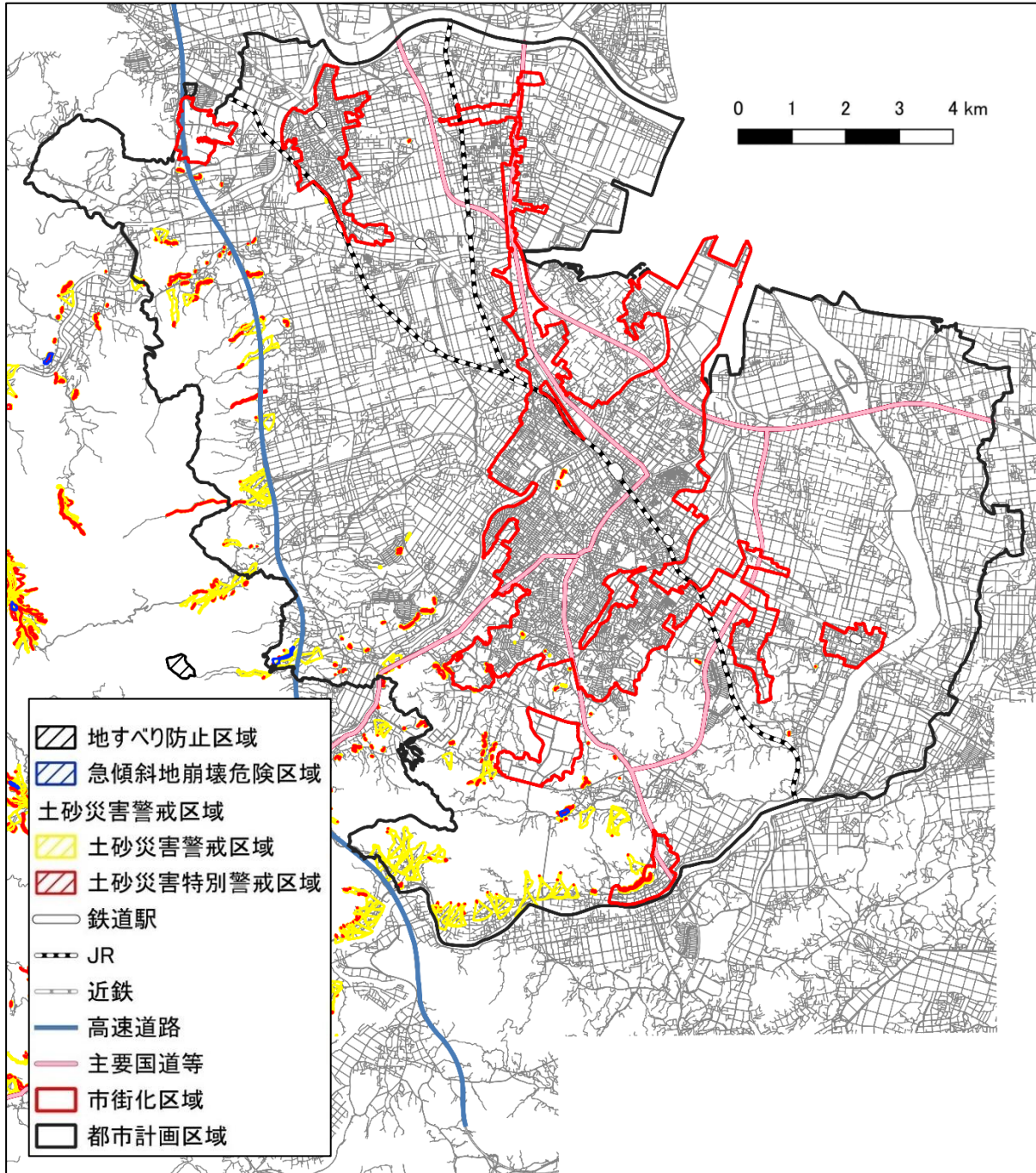


資料:松阪市統計要覧(2023(令和5)年度)

⑪ 防災

● 土砂災害警戒区域等

土砂災害危険箇所は、都市計画区域との境界部や南部の山地部に指定されており、市街化区域内では丘陵地の一部で指定されている。

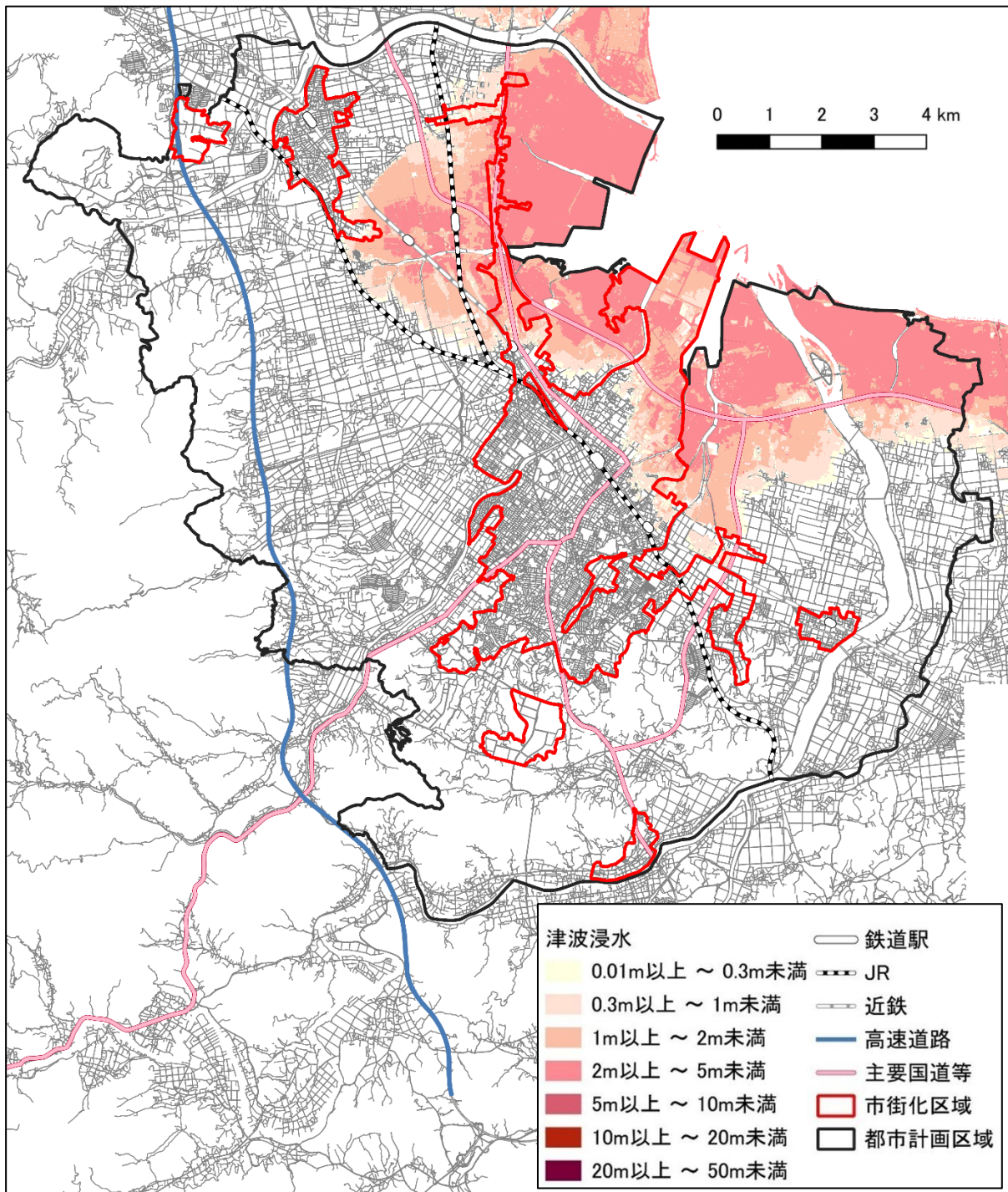


資料:国土交通省「国土数値情報」

土砂災害警戒区域等図

●津波浸水想定区域(理論上最大)

津波浸水想定区域(理論上最大)は、木造家屋が全壊する割合が大きく増加する 2.0m以上の浸水深の区域が、市街化区域内の沿岸部で一部含まれている。

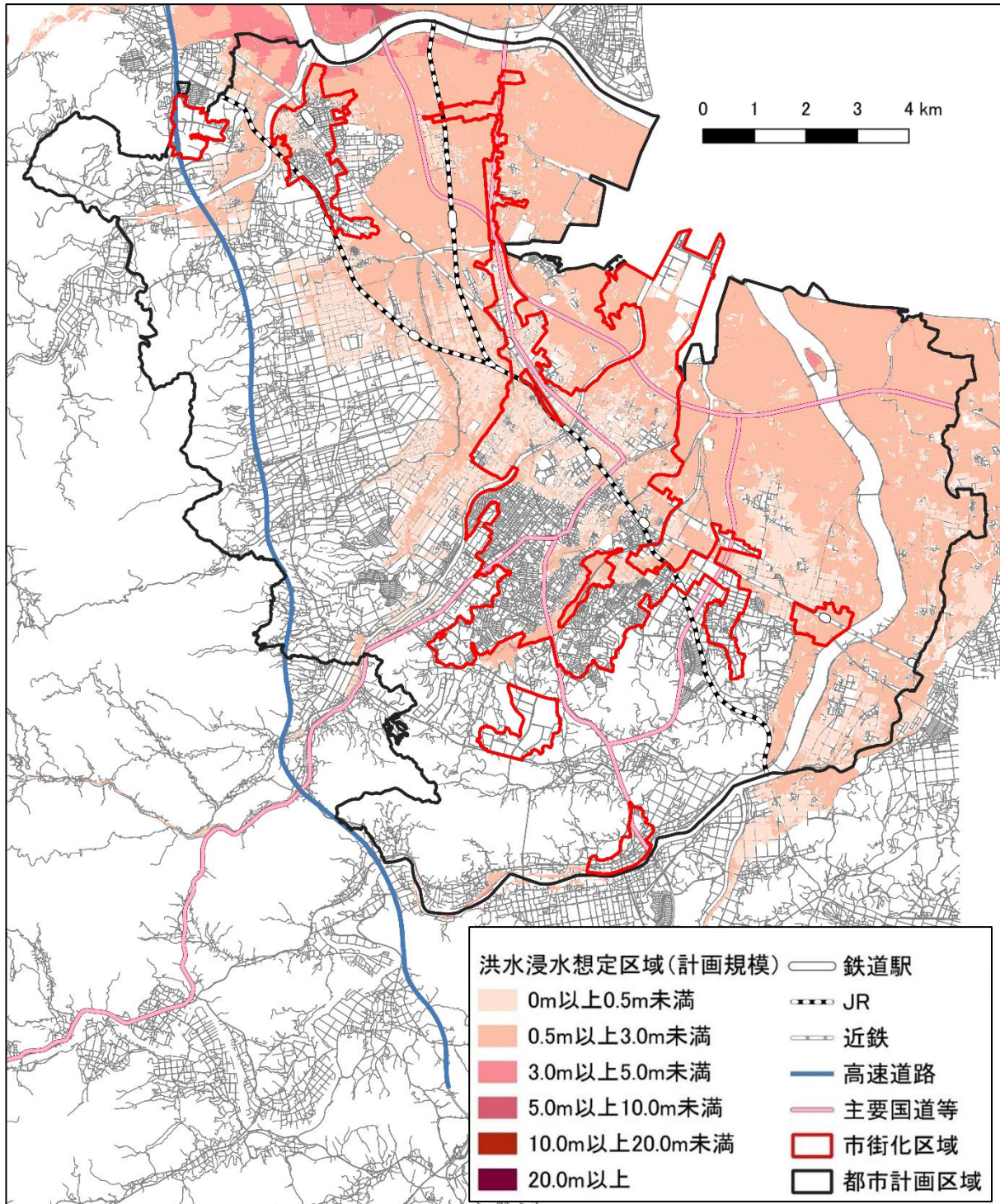


資料:松阪市

津波浸水想定区域図(理論上最大)

●洪水浸水想定区域(計画規模)

洪水浸水想定区域(計画規模)は、床上浸水となる0.5m以上の浸水深が櫛田川水系や雲出川水系の下流部などで予測されており、市街化区域内の河川沿いの一部が含まれている。

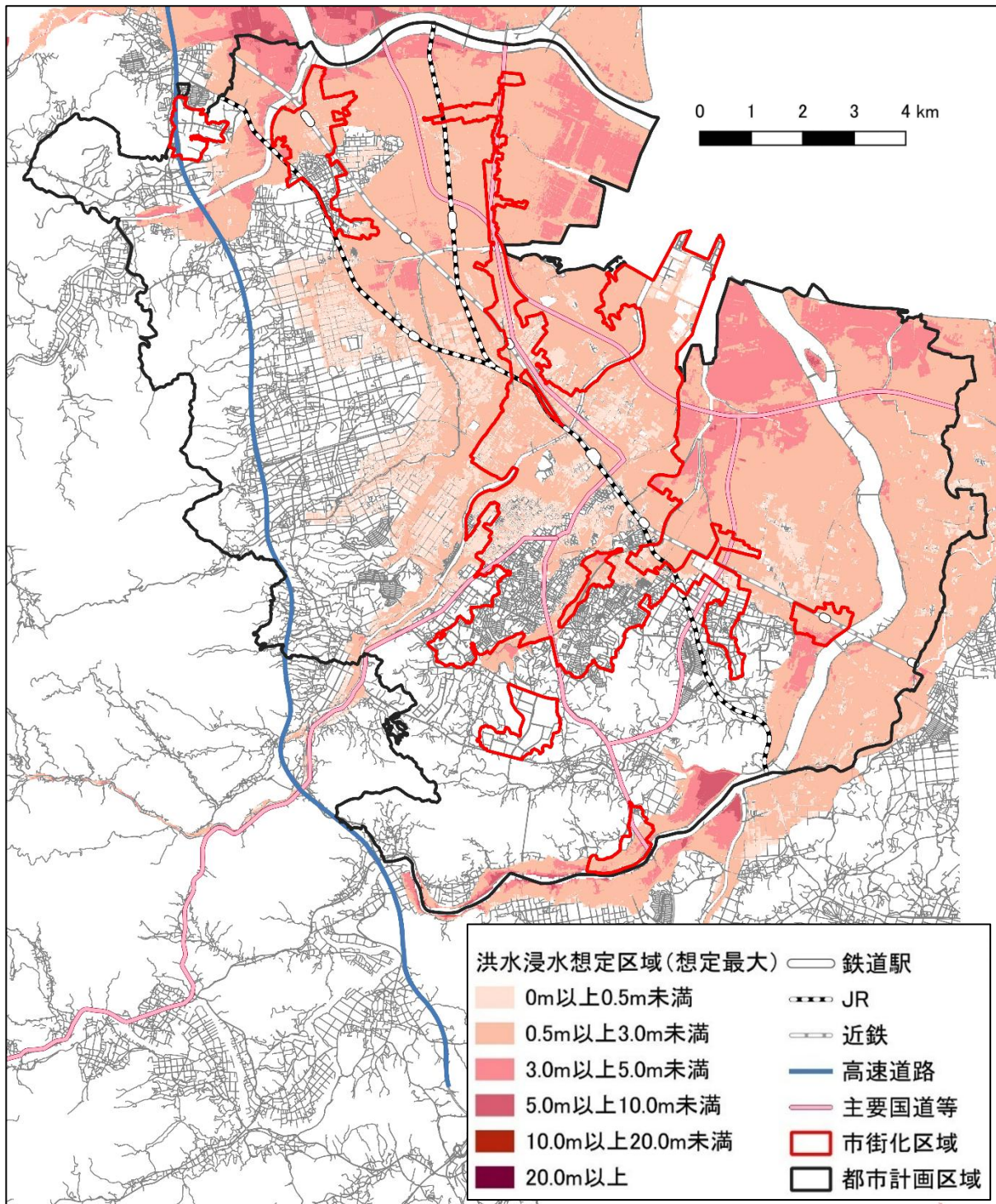


資料:松阪市

洪水浸水想定区域図(計画規模)

●洪水浸水想定区域(想定最大)

洪水浸水想定区域(想定最大)は、床上浸水となる0.5m以上の浸水深が櫛田川水系や雲出川水系沿いなどで予測されており、市街化区域内の河川沿いの多くが含まれている。

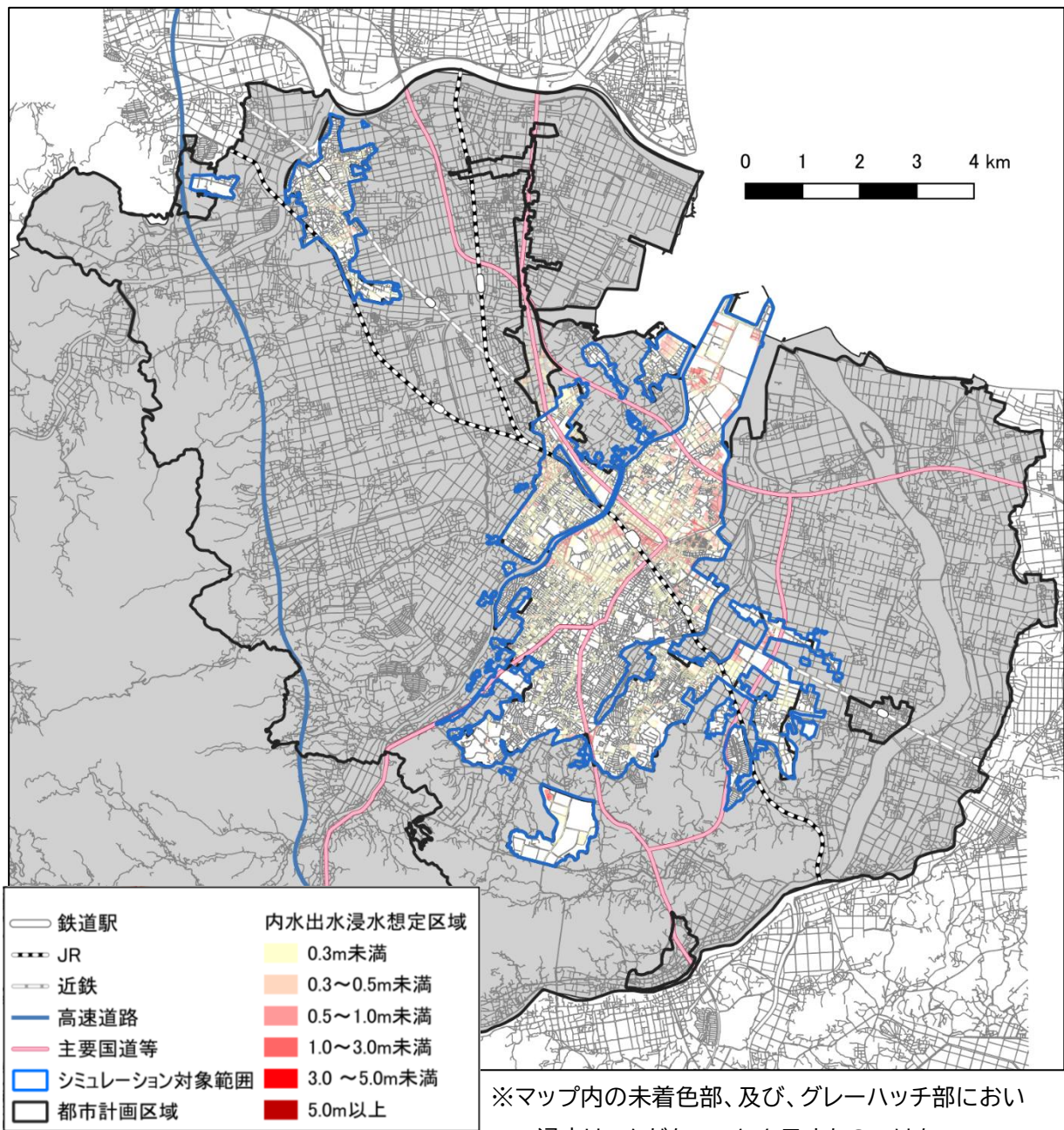


資料:松阪市

洪水浸水想定区域図(想定最大)

●内水浸水想定区域(想定最大)

公共下水道計画区域内の内水浸水想定において、床上浸水となる 0.5m以上の浸水深が市街化区域内の一部で予測されている。

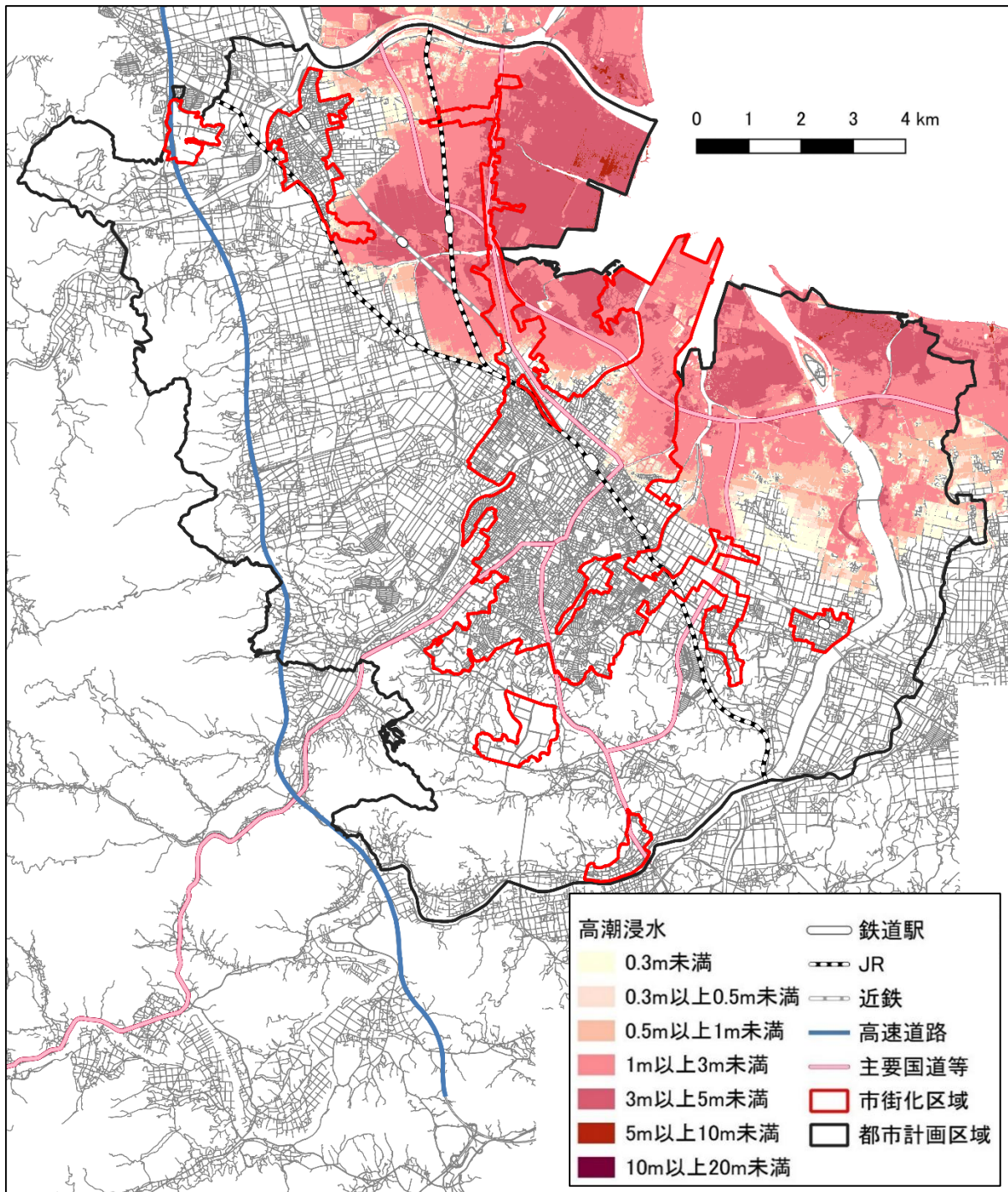


資料:松阪市

内水浸水想定区域図

●高潮浸水想定区域

高潮浸水想定区域は、2階以上浸水となる 3.0m以上の浸水深の区域が、市街化区域内の沿岸部で一部含まれている。



資料:松阪市

高潮浸水想定区域図

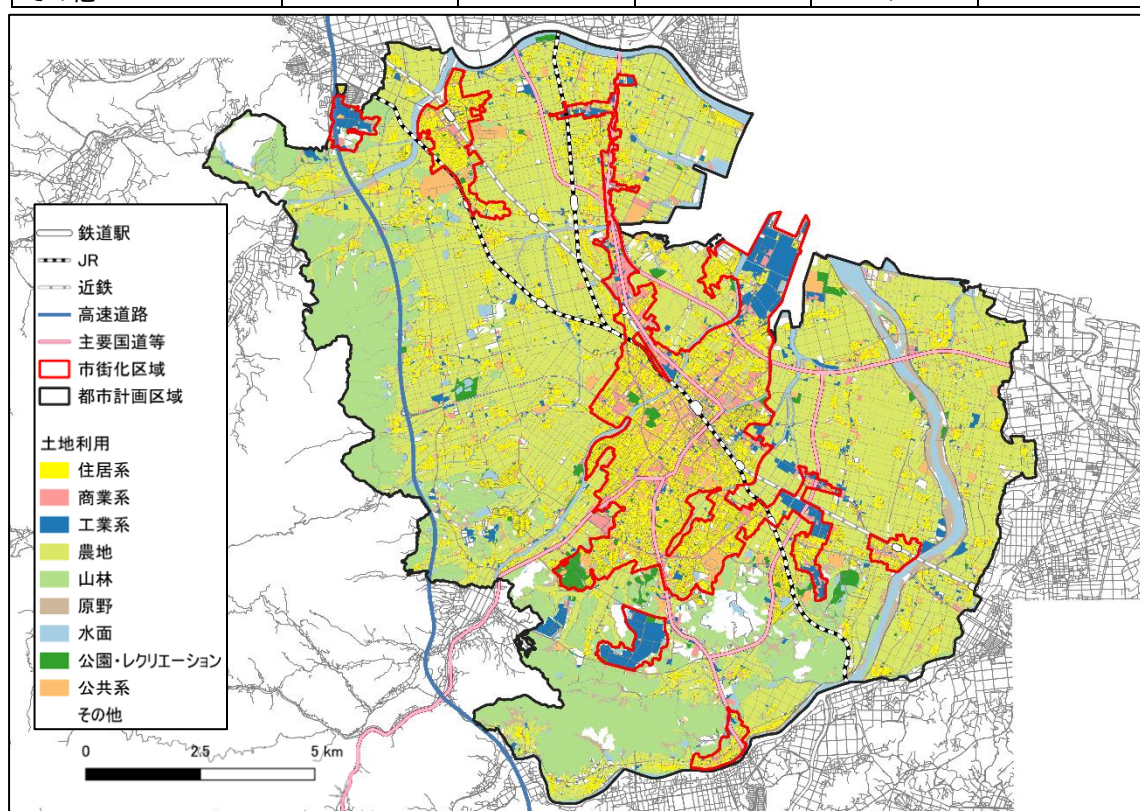
1-3 土地利用の現況

① 土地利用の現況

都市計画区域内の土地利用の現況をみると、農地が40.2%と最も多く、次いで山林が15.3%となっている。住居系は11.1%となっており、松阪管内及び伊勢中川駅周辺にまとまった住宅地が形成されている。また、商業系は2.6%となっており、松阪駅周辺や国道沿道に立地していることがうかがえる。

単位:ha

	松阪	嬉野	三雲	合計	
住居系	1,440.5	285.8	209.3	1,935.6	11.1%
商業系	346.3	26.5	84.7	457.6	2.6%
工業系	467.7	67.0	54.7	589.5	3.4%
農地	4,743.0	1,196.8	1,075.3	6,882.6	40.2%
道路	1,091.0	295.4	175.9	1,562.3	9.0%
港湾施設等用地	15.9	0.0	0.2	16.1	0.1%
交通施設用地	27.7	25.0	18.1	70.9	0.4%
山林	1,746.1	915.1	4.6	2,665.8	15.3%
公益施設用地	185.0	24.6	19.2	228.8	1.3%
レクリエーション施設	33.3	0.5	1.5	35.3	0.2%
公共施設用地	61.7	10.6	19.5	91.8	0.5%
原野	554.0	63.4	49.4	455.6	3.8%
水面	599.5	138.6	186.3	924.4	5.3%
公園緑地	148.5	13.0	10.4	171.9	1.0%
教育施設用地	88.7	62.7	12.4	163.8	0.9%
その他	631.5	172.3	42.2	1,189.6	4.8%



資料:都市計画基礎調査(2024(令和6)年)

土地利用現況図(都市計画区域内)

② 開発動向(新築)

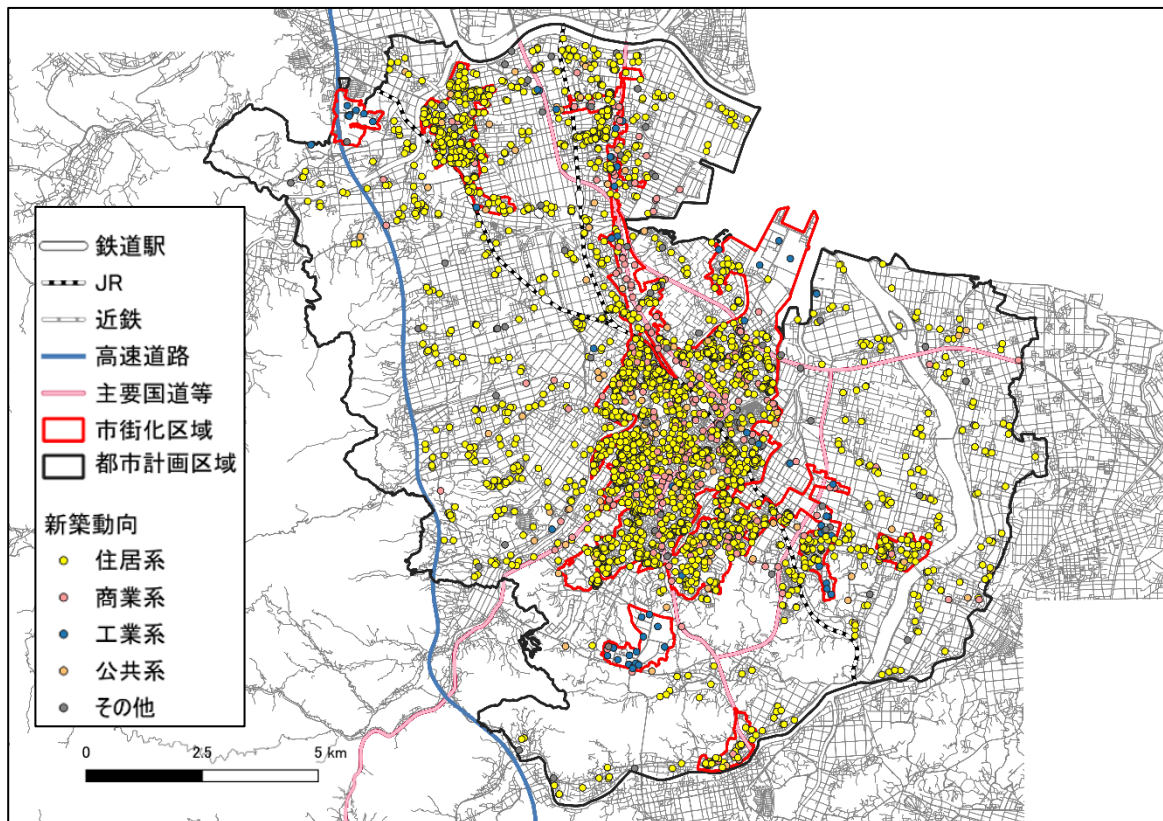
都市計画区域内における建築確認申請の推移をみると、市街化区域では増減を繰り返していたが、近年は約470件で推移している。市街化調整区域も同様に増減を繰り返しており、2024(令和6)年度は約120件の申請となっている。

都市計画区域内の建築確認申請の推移

単位:件

年度	総数			市街化区域			市街化調整区域		
	松阪	嬉野	三雲	松阪	嬉野	三雲	松阪	嬉野	三雲
H28	564	80	98	449	53	12	111	27	86
H29	573	103	97	459	80	13	113	22	84
H30	633	79	93	531	61	13	101	18	80
H31	531	88	65	427	56	7	101	32	58
R02	580	92	47	498	65	11	82	27	36
R03	515	80	51	412	54	13	103	26	38
R04	487	72	52	405	48	14	82	24	38
R05	482	69	40	401	51	17	79	18	23
R06	475	75	41	400	54	14	74	21	27

資料:松阪市



資料:都市計画基礎調査(2024(令和6)年)

新築の分布図

注)都市計画基礎調査(2024(令和6)年)は、2016(平成28)年から2020(令和2)年までの間で新築されたもの。

③ 農地転用

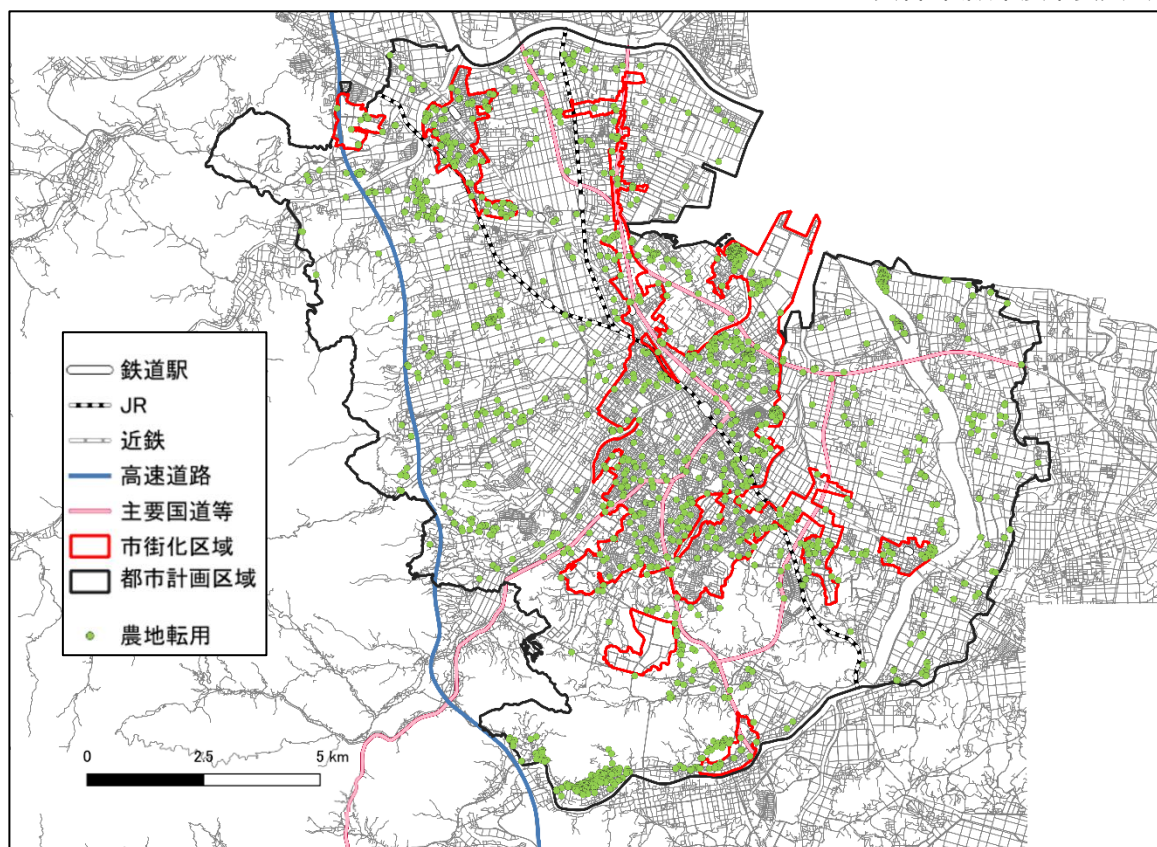
市街化区域の農地転用の状況を見ると、増減を繰り返しており、2024(令和6)年度は92件(約8.5ha)となっている。市街化調整区域も同様に増減を繰り返しており、2024(令和6)年度は97件(約13.2ha)となっている。

農地転用の推移

単位:件、ha

	総数		市街化区域		市街化調整区域	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
2020(令和2)年度	236	17.7	101	7.7	135	10.0
2021(令和3)年度	245	19.1	138	9.7	107	9.3
2022(令和4)年度	232	19.9	140	12.5	92	7.4
2023(令和5)年度	240	22.4	113	11.3	127	11.0
2024(令和6)年度	189	21.7	92	8.5	97	13.2

資料:松阪市農業委員会



資料:都市計画基礎調査(2021(令和3)年)

農地転用の分布図

注)都市計画基礎調査(2021(令和3)年)は、2016(平成28)年から2020(令和2)年までの間で農地転用されたもの。

1-4 都市構造の現況

① 都市計画区域

【松阪地域】

松阪地域は、本市の中心市街地である松阪駅周辺で商業系の土地利用が形成され、それを取り囲む形で住居系の土地利用が形成されている。中心市街地では、活性化に向けた各種施策を計画的かつ総合的に展開している。また、幹線道路沿道には沿道商業地が形成され、郊外型大型店が立地している。工業系の土地利用は、臨海部の大口工業団地、内陸部に上川工業団地、松阪中核工業団地が形成されている。一方、市街地外の東部や西部では集落・農地が広がり、近畿自動車道伊勢線以西は、森林が大部分を占めている。市街化区域内の高町、下村町、久保町などでは宅地化が進んでいる。

鉄道は近鉄山田線、JR 紀勢本線、JR 名松線の3路線が通り、松阪駅は本市の中心駅となっている。道路は西部に高規格幹線道路である近畿自動車道伊勢線が整備されており、松阪ICが設置されている。さらに、国道23号、42号、166号の広域幹線道路や主要地方道・一般県道等の地域幹線道路が整備されているとともに、(都)東町松江岩内線、(都)松阪公園大口線、(都)大平尾外五曲線、(都)三渡櫛田橋線等の都市計画道路により、市街地では放射・環状型の道路網が形成されつつある。

公園は、都市公園である松阪公園や中部台運動公園、松阪農業公園ベルファーム、松阪市総合運動公園等が整備されている。

公共下水道は、下水道計画区域を定め計画的な整備を推進している。河川は櫛田川、阪内川などが伊勢湾に流下しており、良好な水辺景観が形成されているとともに、櫛田川河口では干潟が残されており動植物の生息・生育の場となっている。

城下町や旧街道のまちとして発展してきた松阪地域では、殿町、魚町、本町、中万町などで、歴史的なまち並みや歴史的建造物などが残されており、貴重な景観資源、観光資源となっている。

【嬉野地域】

嬉野地域は、伊勢中川駅周辺において、土地区画整理事業により、新市街地が形成され、それを取り囲む形で農地が広がっている。新市街地では、大規模な商業施設や低層戸建住宅のほか、マンション、アパートなどの共同住宅も立地している。

鉄道は、近鉄名古屋線、近鉄大阪線、近鉄山田線、JR名松線の4路線が通り、伊勢中川駅は名古屋・大阪都市圏等の結節点となっている。

道路は、近畿自動車道伊勢線一志嬉野ICが設置され、その周辺には、天花寺工業団地が立地している。また、(主)嬉野美杉線、(主)松阪久居線、(都)中勢バイパス、(都)小山宮古線が幹線道路として整備されており、概ね格子状の道路網が形成されつつある。

公園は、土地区画整理事業により街区公園が整備されている。公共下水道については、下水道計画区域における整備が進んでいる。河川は中村川、雲出川、三渡川などが伊勢湾に流下しており、良好な水辺景観が形成されている。

地域内には天白遺跡、向山古墳などの歴史文化資源や文化的集落景観がみられるほか、

近畿自動車道伊勢線以西の丘陵地にはゴルフ場が立地している。

【三雲地域】

三雲地域は、区域の中央を南北に縦貫する国道 23 号沿道にロードサイド型店舗が立地し、南部には三重県地方卸売市場が立地している。その他の大部分は農地が広がっている。国道 23 号及び166号周辺の集落地において、2017(平成 29)年3月 10 日に都市計画法第 34 条第 11 号に基づく区域指定がされ、指定区域内で戸建住宅が建築されている。

鉄道は、近鉄山田線、JR 紀勢本線、JR 名松線の3路線が通り、道路は国道 23 号、(都)中勢バイパス、国道166号、(一)嬉野津線、(一)白山小津線が整備されており、格子状の道路網が形成されつつある。

公園は、雲出川河川敷公園が整備されている。公共下水道については、下水道計画区域を定め計画的な整備を推進している。河川は雲出川、三渡川、碧川などが伊勢湾に流下し、碧川や鵜海岸・天白海岸には豊かな自然環境や自然景観が残されている。

地域内には、伊勢街道の市場庄町のまち並み、松浦武四郎記念館や松浦武四郎誕生地などの歴史文化資源や観光資源がある。

② 都市計画区域外

都市計画区域外の土地利用は、国道 166 号、(一)小片野駅部田線、(主)嬉野美杉線などの幹線道路沿道に集落・農地が形成されており、その他の大部分は森林となっている。また、国道 166 号沿道には、概ね地域住民を対象とした商業・業務施設が集積しており、周辺には住宅地が形成されている。その他の地域では人口の流出、高齢化などに伴い、集落内では空き家の発生がみられるほか、森林、農地の荒廃化が懸念されている。

道路網は、国道 166 号、(一)小片野駅部田線、(主)嬉野美杉線、(主)合ヶ野松阪線、(主)松阪青山線を幹線道路として道路網を形成している。

河川は、櫛田川、阪内川、中村川などが伊勢湾に流下し良好な水辺景観が形成されている。また、県立赤目一志峡自然公園、県立香肌峡自然公園が県立自然公園に指定されているなど豊かな自然環境は観光資源となっている。

飯南・飯高管内は、大部分を森林が占め、国道 166 号、県道などの幹線道路沿道に集落地が形成されており、谷合いに農地が広がっている。

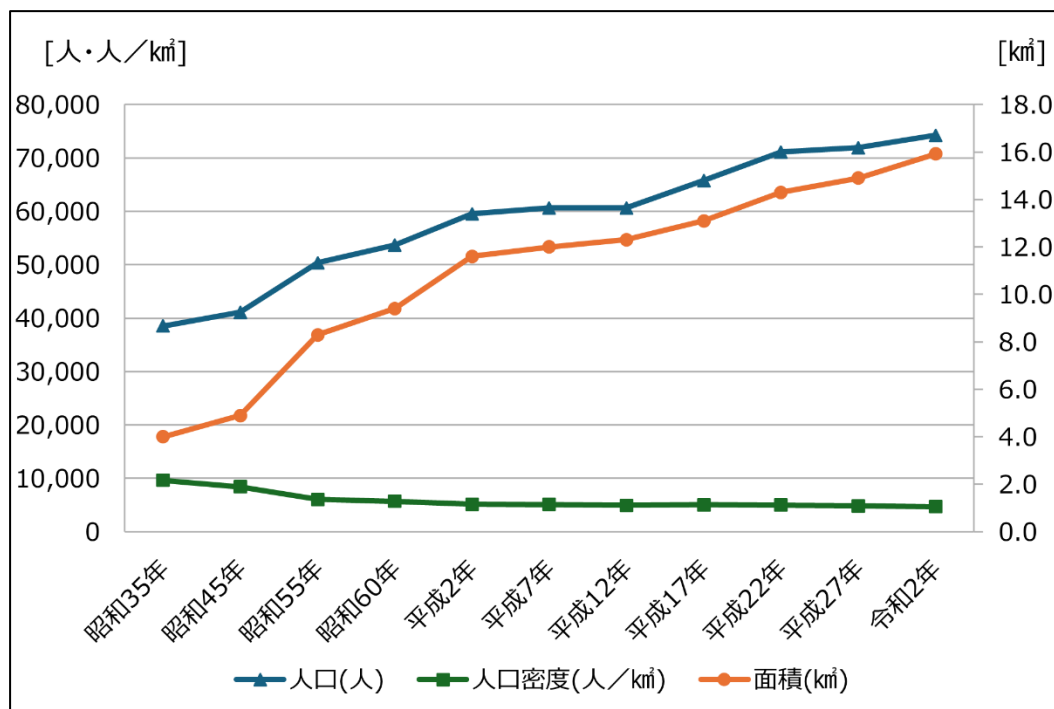
地域では人口の流出、高齢化などに伴い、空き家の発生がみられるほか、森林、農地の荒廃化が懸念されている。

道路は、東西を横断する国道 166 号を中心として、国道 368 号、422 号、(一)片野飯高線、(一)蓮峡線などの幹線道路が整備され、国道 368 号仁柿峠バイパスや国道 166 号バイパスの整備などが進められている。

本地域の豊かな山林は水源かん養の役割を果たし、櫛田川の源流域となっている。蓮川に建設された蓮ダムは、洪水調節機能をはじめ、水力発電及び下流域への水道用水の供給など、重要な役割を担っている。また、室生赤目青山国定公園、香肌峡県立自然公園の豊かな自然環境に恵まれており、自然を生かしたハイキングコースやウォーキングコース、リバーサイド茶倉(エバーグレイズ香肌峡)や道の駅「茶倉駅」をはじめ、道の駅「飯高駅」、松阪わんわんパラダイス森のホテルスメール、つつじの里荒滝などは地域の観光・レクリエーション資源となっている。

③ 市街地(人口集中地区)の変遷

2020(令和2)年における人口集中地区(DID)は人口が74,258人、面積は約16km²、人口密度は46.64人/ha(4,664人/km²)で、人口、面積は増加傾向、人口密度は減少傾向にある。



年次	人口(人)	面積(k m ²)	人口密度	
			(人/k m ²)	(人/ha)
昭和 35 年	38,529	4.0	9,632.3	96.32
昭和 45 年	41,087	4.9	8,385.1	83.85
昭和 55 年	50,351	8.3	6,066.4	60.66
昭和 60 年	53,669	9.4	5,709.5	57.09
平成 2 年	59,535	11.6	5,132.3	51.32
平成 7 年	60,626	12.0	5,064.8	50.64
平成 12 年	60,652	12.3	4,931.1	49.31
平成 17 年	65,750	13.1	5,034.5	50.34
平成 22 年	71,091	14.3	4,974.8	49.74
平成 27 年	71,932	14.9	4,821.2	48.21
令和 2 年	74,258	16.0	4,664.4	46.64

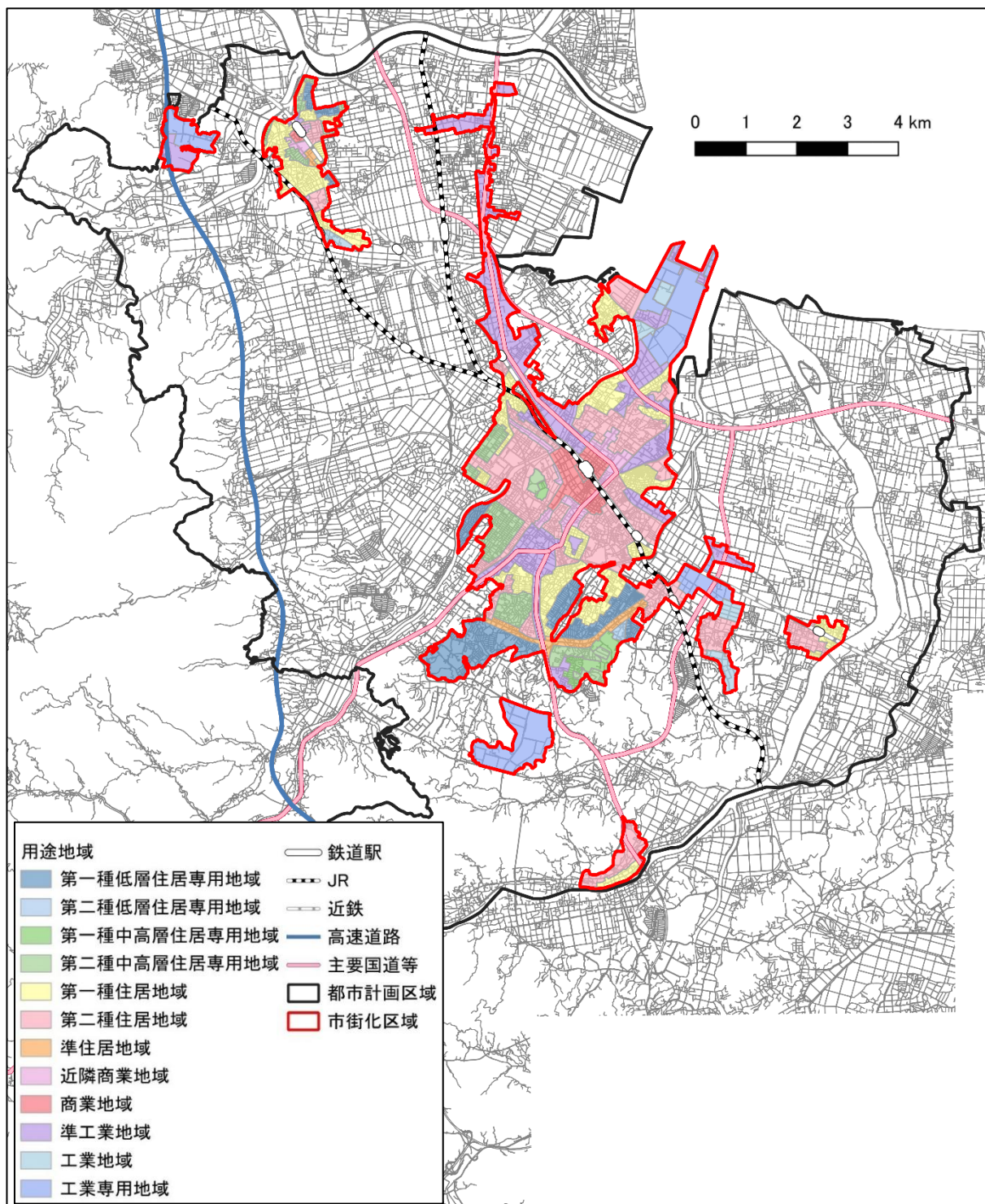
資料:国勢調査

人口集中地区(DID)

市区町村の区域内で人口密度が40人/ha以上の国勢調査単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区

④ 用途地域

商業系用途地域は主に鉄道駅周辺に指定し、工業系用途地域は、幹線道路沿道を中心に沿岸部や市街地外縁部の工業団地等に指定している。住居系用途地域は鉄道駅周辺や田村町・駅部田町周辺、大口港の西側等に広く指定している。



資料:国土交通省「国土数値情報(2020(令和2)年)」
用途地域図

1-5 都市づくりに関わる市民意向

市民ニーズについては、2024(令和6)年9月に実施した市民意識調査(3,000人アンケート調査)結果から把握する。

【総括】

調査では、「自然環境が豊か」「買い物が便利」「食べ物がおいしい」といった点が、松阪市の良いところとして高く評価された。一方で、「公共交通の不便さ」「交通マナーの悪さ」「観光資源の少なさ」などが課題として挙げられている。過年度と比べ、防災や観光資源に関する満足度が低下した一方で、公園整備など一部の分野では改善の傾向もみられる。

また、市民が重視する政策としては、防災・防犯対策、公共交通の充実、医療や子育て支援など、日常生活に直結する基盤整備が多く挙げられている。

問:あなたが思う松阪市の良いところはどんなことですか。(〇は3つまで)

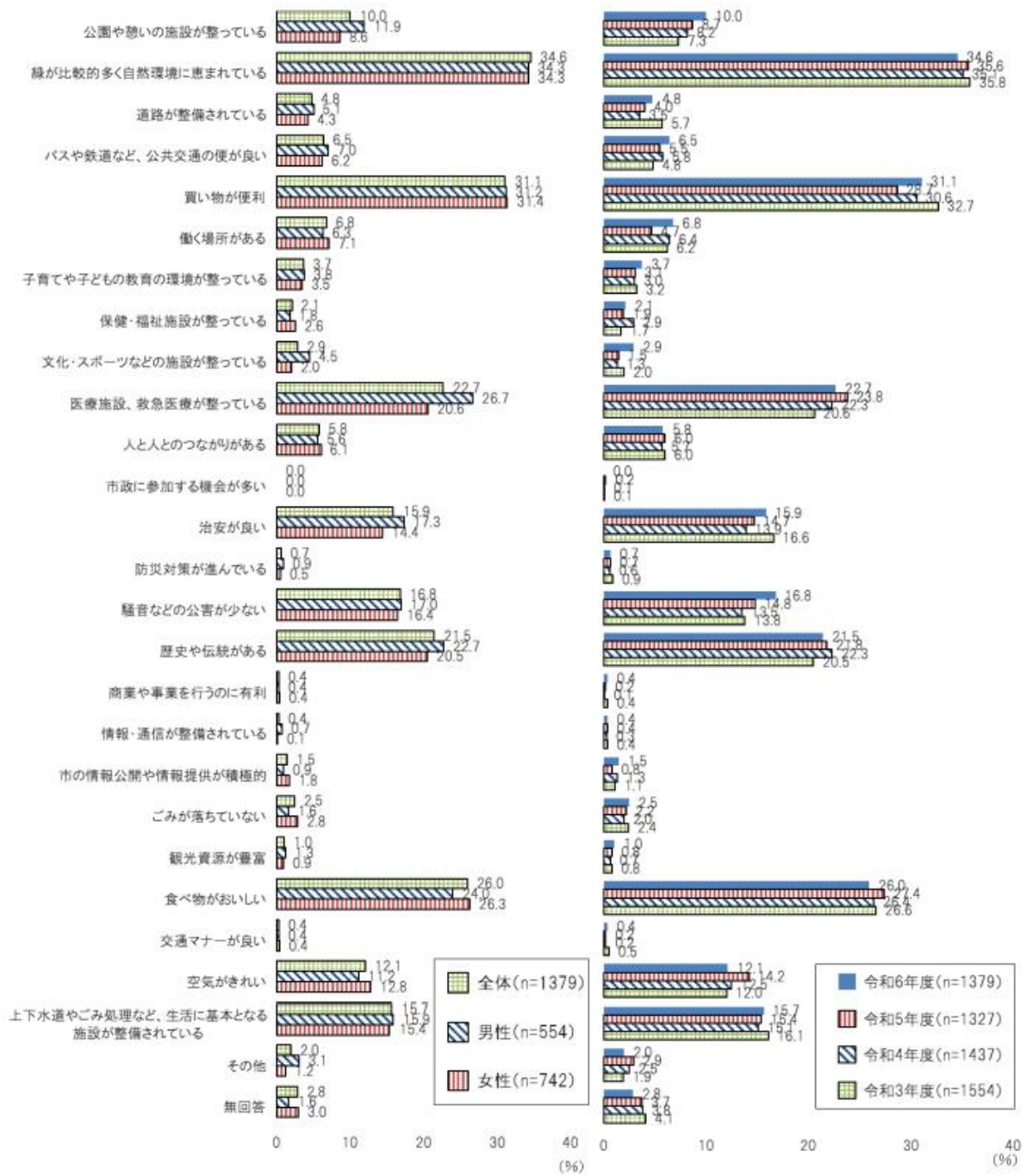
「緑が比較的多く自然環境に恵まれている」が34.6%と最も高く、次いで「買い物が便利」が31.1%、「食べ物がおいしい」が26.0%となっている。

前回(2023(令和5)年)と比べると、上位3項目については項目、順番いずれも同じであった。前回に比べ「買い物が便利」「治安が良い」「公園や憩いの施設が整っている」などで高くなっており、一方で「空気がきれい」「緑が比較的多く自然環境に恵まれている」「医療施設、救急医療が整っている」「歴史や伝統がある」などで低くなっている。

<上位3項目>

		1 番目		2 番目		3 番目	
全体		緑が比較的多く自然環境に恵まれている	34.6%	買い物が便利	31.1%	食べ物がおいしい	26.0%
性別	男性	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	34.3%	買い物が便利	31.2%	医療施設、救急医療が整っている	26.7%
	女性	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	34.3%	買い物が便利	31.4%	食べ物がおいしい	26.3%
年代別	10 歳代	食べ物がおいしい	37.7%	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	27.9%	歴史や伝統がある 空気がきれい	24.6%
	20 歳代	買い物が便利	36.8%	食べ物がおいしい	34.2%	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	31.6%
	30 歳代	食べ物がおいしい	35.5%	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	30.0%	買い物が便利	28.2%
	40 歳代	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	33.5%	食べ物がおいしい	31.8%	買い物が便利	31.3%
	50 歳代	食べ物がおいしい	32.8%	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	32.3%	買い物が便利	31.0%
	60 歳代	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	39.1%	買い物が便利	30.5%	食べ物がおいしい	24.7%
	70 歳以上	緑が比較的多く自然環境に恵まれている	35.8%	買い物が便利	33.6%	歴史や伝統がある	25.8%

【参考】過年度の調査結果との比較



問:あなたが思う松阪市の良くないところはどんなことですか。(〇は3つまで)

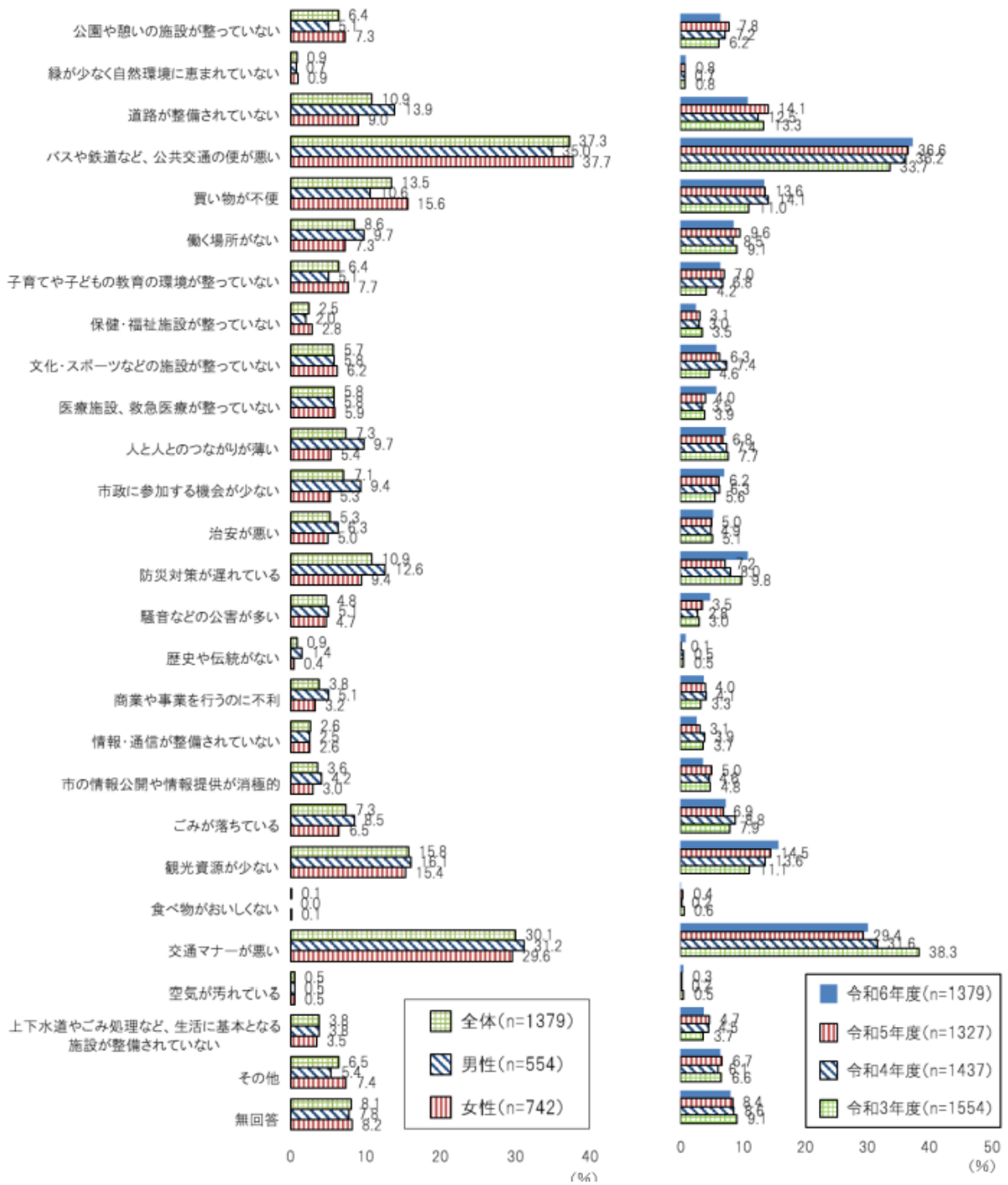
「バスや鉄道など、公共交通の便が悪い」が 37.3%と最も高く、次いで「交通マナーが悪い」が 30.1%、「観光資源が少ない」が 15.8%となっている。

前回と比較すると、「防災対策が遅れている」「観光資源が少ない」等が高くなっており、一方で「道路が整備されていない」「公園や憩いの施設が整っていない」等は低くなっている。

<上位3項目>

		1 番目		2 番目		3 番目	
全体		バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	37.3%	交通マナーが悪い	30.1%	観光資源が少ない	15.8%
性別	男性	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	35.0%	交通マナーが悪い	31.2%	観光資源が少ない	16.1%
	女性	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	37.7%	交通マナーが悪い	31.2%	買い物が不便	15.6%
年代別	10 歳代	交通マナーが悪い	41.0%	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	32.8%	公園や憩いの施設が整っていない 道路が整備されていない 買い物が不便 観光資源が少ない	14.8%
	20 歳代	交通マナーが悪い	38.2%	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	27.6%	治安が悪い	21.1%
	30 歳代	交通マナーが悪い	34.5%	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	25.5%	子育てや子どもの教育の環境が整っていない	23.6%
	40 歳代	交通マナーが悪い	36.9%	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	36.4%	観光資源が少ない	17.6%
	50 歳代	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	38.9%	交通マナーが悪い	35.4%	観光資源が少ない	17.5%
	60 歳代	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	45.2%	交通マナーが悪い	29.7%	観光資源が少ない	14.7%
	70 歳以上	バスや鉄道など、公共交通の便が悪い	37.2%	交通マナーが悪い	20.5%	観光資源が少ない	16.4%

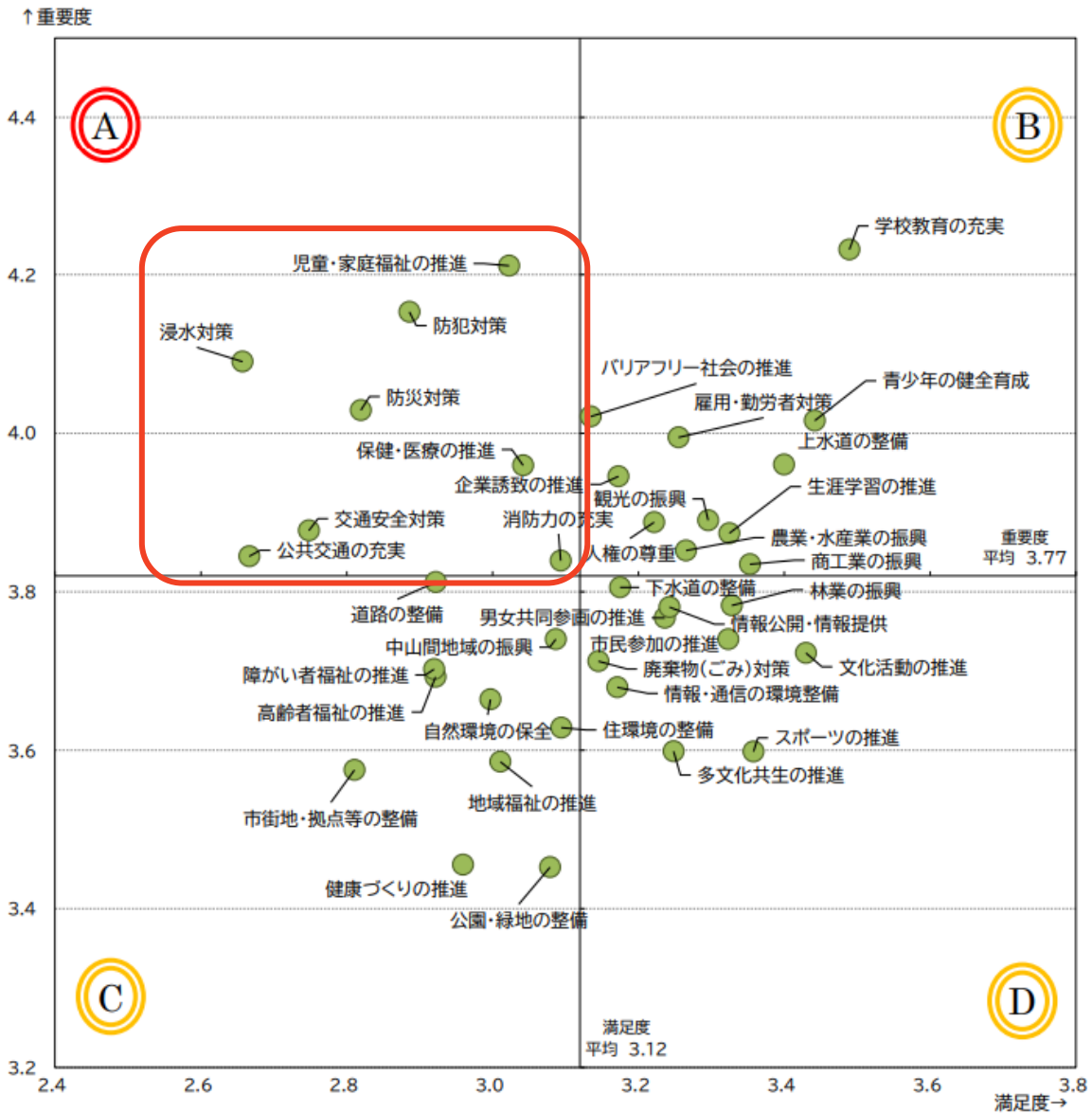
【参考】過年度の調査結果との比較



問：松阪市の政策に対し、満足度、重要度でそれぞれ1つずつ選んで、○をつけてください。

『満足度が低く、重要度が高い＝最重点項目(優先すべき施策)』は、以下が挙げられている。

- 地震や台風などの災害に強いまちづくり(防災対策)
- 浸水被害の軽減に向けた河川改修や雨水排水施設の整備(浸水対策)
- 交通事故のないまちづくり(交通安全対策)
- 地域における多様な移動手段の確保(公共交通の充実)
- 犯罪をなくし、安全で安心して暮らせるまちづくり(防犯対策)
- さまざまな災害にすばやく対応できる地域の消防力(消防力の充実)
- どこでも、いつでも安心して病院や診療所にかかる取組(保健・医療の推進)
- 子どもたちがのびのび育つ環境づくり(児童・家庭福祉の推進)



1-6 都市づくりの課題

(1)一体的な都市構造の形成と広域連携による持続可能な都市づくり

① 都市計画区域の整備・開発及び保全

2012(平成 24)年に、松阪・嬉野・三雲の3つの都市計画区域を、「松阪都市計画区域」へと統合し、一体の都市として市街化区域内の有効な土地利用を図ってきた。今後も新たな雇用の場所の確保等に向けた市街化区域の拡大や市街化調整区域の保全・活用などの整備・開発及び保全を進め、一体の都市として市街化区域内の有効な土地利用を引き続き行っていく必要がある。

② 広域連携によるまちづくりの強化

今後、地方においては、大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれており、このような状況を踏まえ、より安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方都市への人の流れを創出することが求められる。

本市及び隣接する津市、多気町、明和町の都市計画区域を対象とする中南勢圏域マスタープランでは、商業・業務、文化、医療、教育等の都市機能をはじめ、産業、交流、防災等について、広域的な都市づくりの方向性が位置づけられている。また、松阪地域定住自立圏(定住自立圏構想)においては、近隣3町(多気町、明和町、大台町)と相互に役割分担し、連携及び協力を図りながら、人口定住の促進に向けた取組が位置づけられている。

今後も、これらの取組などにより、周辺都市等との連携を強化し、持続可能で活力ある都市を形成していく必要がある。

(2)土地利用

① 現況の土地利用の維持・増進に向けた適切な土地利用の誘導

基本的には、現況の土地利用の方向を維持しつつ、適切な整備・開発及び保全を誘導することによって、持続可能な土地利用を進める必要がある。

② 人口減少社会に対応した適切な市街地の確保等

本市全体の世帯数は増加しているものの、世帯あたり人員数は減少し、核家族化が進んでいる。また、人口は 2005(平成 17)年をピークに減少に転じ、2015(平成 27)年から 2020(令和 2)年にかけては約 4,700 人減少している。今後も少子高齢化の進行に伴い、人口減少が著しくなることが予測される。

地域別の人口は、2020(令和 2)年までの国勢調査では、三雲管内で増加傾向が続く一方、本庁・嬉野・飯南・飯高管内では減少している。

こうした状況を踏まえ、既成市街地等が持つ利便性を活用したコンパクトなまちを実現していくために、人口・世帯数が増加している地区の人口を適切に収容する市街地のあり方を検討する一方、急激な人口減少がみられる中山間地域では、地域コミュニティの維持と自

然環境保全の担い手としての人口定住化策を今後も検討することが求められる。

③ 農地の保全・活用

人口減少や高齢化によって、農業の担い手が不足し、耕作放棄地が増加傾向にあることから、今後の農地の保全・活用が大きな課題となっている。

このため、農業者の育成と地域営農の推進を行い、これら地域農業の担い手へ農地を集積するとともにほ場の整備など農業経営の基盤を強化することで、農地の保全・活用を進める必要がある。

あわせて、「松阪市鳥獣被害防止計画」に基づく捕獲活動、防護柵の設置や、獣害に強い作物の作付け支援などの獣害対策を展開し、農業者の営農意欲を維持するための取組も求められている。

④ 丘陵地・中山間地域の森林の保全

丘陵地・中山間地域の人口減少・少子高齢化が加速しており、森林の荒廃、伐採地の未植樹の問題がみられる。

水源かん養や土砂災害の防止も含めた多様な機能を有する森林の保全が課題となるとともに、近年全国的に局地的な集中豪雨が増加していることも踏まえると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられる。

「森林環境譲与税」及び「みえ森と緑の県民税」の活用や計画的な森林づくりを進め、松阪市森林整備計画等により森林の適切な管理が求められる。

⑤ コミュニティの継続性の確保等に向けた土地利用の更新

本市の古くから集積した市街地・集落地では、狭あいな旧街道等に面して、間口の狭い宅地が連なる地区が多く、自動車利用に頼りやすい現在の生活様式と相まって、多世代居住が困難な状況となっている。

空き家・空き地の発生の抑制を含めて、これらの市街地・集落地におけるまちづくりや地域コミュニティの継続性を確保していくためには、地区計画等の活用を検討するなど当該地区の適切な土地利用の更新や周辺の土地利用のあり方を検討していく必要がある。

(3)市街地等

① 拠点機能の維持・充実

主要な鉄道駅周辺や地域の中心部においては、今後、人口減少に伴い商業施設や医療施設、福祉施設などの生活サービス機能の低下が予想される。特に中心市街地を形成している松阪駅周辺では、幹線道路沿道への商業・サービス業等の立地等に伴い、空き店舗等が増加していることから、地域の賑わいや利便性の低下が懸念されており、松阪駅周辺の拠点機能が徐々に弱体化しつつある。

一方で、駅東側においては総合病院の建替えが予定されており、医療機能の充実や関連

サービスの集積が期待される。こうした動きをまちづくりの契機と捉え、商業や医療・福祉などの生活サービス機能の再集積、そして多様な世代が集い・交流できる場の創出を通じて、松阪駅周辺の拠点としての機能を維持・強化し、地域全体の活力を高めていくことが求められる。

② 松阪駅周辺を核とした中心市街地の機能強化

松阪駅を中心とした中心市街地において、公共施設の配置を中心とした「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画を策定しており、松阪駅西地区の整備・活用、松坂城跡や歴史的建造物の保全・活用等を位置づけている。2017(平成 29)年の策定時より 20 年後のまちづくりの方向性として、多様な都市機能の増進に寄与する将来都市像を設定しており、実現に向けた取組を引き続き進める必要がある。また、この区域は立地適正化計画の都市機能誘導区域内であるため、商業や医療、観光交流施設などの維持・誘導に取り組んで行く必要がある。

③ 伊勢中川駅周辺における市街地の拡大検討

伊勢中川駅周辺は、交通利便性の高い区域であり、過去の土地区画整理事業により都市基盤が整備され、一定の住宅地整備が進んでいる。また、駅周辺には商業・医療・業務施設等の都市機能が集積しており、今後も居住ニーズが見込まれるエリアである。一方で、当該区域内にはまとまった未利用地が少なくなっていることから、市街化区域周辺において、住宅需要に対応した市街地拡大の検討が必要である。

④ 中山間地域における拠点機能の確保と定住化の促進

中山間地域では、人口減少・少子高齢化の進行により、コミュニティの維持への懸念や、暮らしを支える小規模な商業店舗の撤退が進むなど、生活基盤の弱体化が懸念される。

こうした状況の中で、地域住民が安心して暮らし続けられる環境を維持するためには、生活サービスの拠点となる機能の確保に取り組むとともに、空き家バンク制度等を活用し、定住促進等を図る必要がある。

⑤ 必要に応じた用途地域の見直し

市街化区域に指定している用途地域は、第 2 種住居地域の面積が 23.5%と最も広く、次いで準工業地域が 21.0%で、一定の用途混在を許容するこれらの用途地域が約 4 割以上を占めている。

住宅地の良好な環境の保全と工業等の操業環境の確保を図るためには、今後必要に応じて用途地域の見直し等を検討する必要がある。

⑥ 産業用地の確保

本市では新規の企業立地や、市内企業の移転等による産業用地の需要はあるものの、市

内の工業団地等の残区画数・面積は残りわずかとなっていることから、これらのニーズに対応する産業用地の確保が求められている。

⑦ 空き家等の増加への対策

人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家は増加することが予想されることから、今後も引き続き空き家の発生の抑制や、地域の資源としての活用を促進する必要がある。

また周辺環境に影響を及ぼしている空き家や空き地については、適切な管理の促進が求められている。

⑧ 公営住宅の適正な管理

市営住宅は、昭和 40 年代から昭和 50 年代に建設されたものが全体の 8 割以上を占めており、建物や付帯設備の老朽化が進んでいる。

今後も継続して建物等の長寿命化対策を推進するとともに、利用状況や立地条件を踏まえた市営住宅の統廃合なども検討し、管理コストの縮減に向けた取組が求められている。

(4) 道路・交通体系

① 円滑な道路交通網の確保

本市は松阪駅を中心とした市街地一帯が人口集中地区となっており、市街地内の幹線道路沿いには商業施設等が集積し、市街地の外縁部には大規模な工業団地が位置している。

本市の中心市街地を迂回する環状道路としては、松阪多気バイパスや県道六軒鎌田線の開通により概成されているものの、依然としてピーク時間帯を中心に環状道路や中心市街地の道路に混雑がみられる。

このような交通混雑は、物流や通勤・通学といった日常的な移動の円滑性を損なうだけでなく、救急・消防などの緊急時の対応にも支障をきたす恐れがあり、市民生活や地域経済に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、慢性的な渋滞は交通事故のリスクや環境負荷の増大にもつながることから、交通機能のさらなる強化や道路ネットワークの最適化が求められている。

② 長期未着手都市計画道路の見直し

長期未着手の都市計画道路の見直しは、全国的に進められつつある。本市においても、2014(平成 26)年度に都市計画道路の見直しを行い、当初の都市計画決定以降、長期に未整備であり、かつ今後の整備が困難であることが予想される路線や、歴史的な資源との調和が必要な路線などの廃止・見直しを行った。今後は、社会情勢や人口動態の変化、土地利用の実態等を踏まえつつ、都市計画道路の必要性を地域的・広域的な視点で改めて評価し、実現性や整備効果を勘案した上で、計画の合理性を確保するための継続的な見直しが求められる。

③ 生活道路の整備

古くに形成された市街地や集落地では、地区内の道路が狭く、災害・火災の発生時における消防車の進入や避難経路の確保に懸念がある。このため、地域の安全性を確保するためには、生活道路の安全性や通行機能の向上に向けた整備が求められる。特に、幅員 4m 未満の狭あい道路については、建築行為にあわせたセットバックの推進や、用地の確保を含めた段階的な道路拡幅、通行空間の改善などを進めることにより、防災性の向上と住環境の改善を図る必要がある。

④ 交通事故の防止

2023(令和 5)年中の人身事故件数は、248 件で前年より微増しており、人口 10 万人あたり交通事故死者数は全国で上位にある。こうした状況を踏まえ、市民の安全を守るためには、引き続き関係機関と連携し、交通安全施設の整備や交通安全教育の充実など、多角的な安全対策に取り組む必要がある。

⑤ 通学路などの計画的かつ継続的な整備

学校、教育委員会、道路管理者、警察等が連携して策定する「松阪市通学路交通安全プログラム」に基づく PDCA サイクルの継続的な取組を進めるためには、通学路となっている路線を中心に、グリーンベルト設置や、歩道拡幅、あんしん路肩整備等による歩行空間の確保が重要である。また、幅員の狭い生活道路においては、一方通行規制やゾーン 30 の推進も含めて、関連機関との調整のもとで通学路の計画的かつ継続的な整備が求められる。

⑥ 持続可能な公共交通の構築

新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の公共交通利用者数は大きく減少した。

鉄道の年間乗車人員は、2019(令和元)年度には約 615 万人であったが、2020(令和 2)年度には約 450 万人へと急減し、2022(令和 4)年度には約 507 万人まで回復したものの、依然としてコロナ前の水準には達していない。

同様に、鈴の音バス・コミュニティバスの年間利用者数も、2019(令和元)年度の約 9 万人から、2020(令和 2)年度には約 6.7 万人に減少し、2022(令和 4)年度も約 6.9 万人にとどまっており、十分に回復していない状況である。

こうした利用者数の減少は、運行本数の削減や路線の見直しといった運営面への影響だけでなく、学生や高齢の自動車運転免許返納者といった交通弱者の移動手段を制限し、ひいては地域の生活の質や経済活動の低下につながるおそれがあるため、公共交通の維持と利便性の確保は早急に取り組むべき課題である。

このため、本市では今後、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、利用促進策の検討や、運行の効率化、利便性の向上に取り組む必要がある。

また、本市の玄関口である松阪駅周辺では、公共交通への接続が円滑となるように、バスの利用にかかる「魅せ方」を工夫することにより、利用者にわかりやすい運行情報の提供をめざすことも求められる。

(5)上下水道・河川・海岸

① 水道水の安定供給

人口減少社会の進行に伴い、給水人口の減少による料金収入の減少が見込まれ、水道事業の安定的な経営が今後ますます課題となっている。こうした中でも、市民の生活を支える基盤として、安全で安心な水道水を継続的に供給していくためには、計画的な水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新とあわせて、経営の効率化や財政面の安定化等に努める必要がある。

② 生活排水の適切な処理

公共用水域の水質保全や衛生的な生活環境の確保を図るため、公共下水道施設や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等により生活排水の処理を行っている。

2023(令和5)年度末における公共下水道人口普及率は63.1%で、県平均の61.0%と同程度となっているものの、全国平均81.4%を下回っている。

一方で、公共下水道施設に農業集落排水施設、合併処理浄化槽を含めた汚水処理人口普及率は92.4%と県平均89.6%を上回っているものの、公共用水域等の水質の保全のためには、今後も引き続き適切な生活排水処理に取り組む必要がある。

③ 浸水被害の軽減対策

近年は気候変動に伴う台風や集中豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化していることを踏まえ、あらゆる関係機関・関係者で水害対策を行う流域治水プロジェクトの取組が進められている。また本市の中村川・赤川流域は、2023(令和5)年に特定都市河川流域に指定されている。

このことから、今後は計画的な河川改修等とあわせて、流域全体における治水対策が求められるとともに、豪雨災害時等に備えた河川施設の適切な維持管理を促進する必要がある。

④ 海岸等の整備・保全

櫛田川や三渡川、碧川河口部に形成された海岸部は、多くの市民や観光客に親しまれ、野鳥の飛来地となっている。また海岸の干潟にはハマボウなどの群生がみられ、こうした海岸、干潟の自然環境の保全が必要である。

一方、沿岸市街地では高潮などに対する安全性を確保するため、防潮堤等の適切な更新や維持管理に取り組む必要がある。

⑤ 港湾機能の確保及び適切な維持管理

公共海上物流ターミナルとして重要な役割を担う松阪港では、港湾機能の確保のため、引き続き航路の水深確保や港湾施設の適切な維持管理の促進が必要である。また地域経済の活性化に向けて、大型クルーズ客船等の寄港が可能な港づくりが求められる。

(6)公園・緑地

① 公園の適切な維持管理

本市が管理する都市公園における、遊具等の公園施設の老朽化に対応するため、公園施設長寿命化計画を策定し、従来の事後的な修繕から計画的な補修及び更新へ転換を図ること、修繕及び更新に係る費用の縮減と利用者の安全性確保に取り組んでいる。

こうした中で、老朽化した公園施設については、今後のさらなる人口減少や少子高齢化を見据えて、長寿命化対策の推進や、老朽度や優先度に応じた対応方法を検討するなど、効率的な維持管理が求められる。

また、長期未着手となっている公園については、そのあり方について検討が必要である。

② 都市緑化の推進

鈴の森公園等の都市公園の植栽・緑地や松坂城跡周辺等の緑は、地域の景観を特徴づけるとともに市民の憩いの場となっていることから、これらの緑地や樹木の保全が求められている。また公共施設や民地内の緑化についても、引き続き市民や事業者との協働により取り組む必要がある。

(7)その他の都市施設等

① その他の都市施設の整備

火葬場、と畜場などは、都市計画制度の手続きを踏まえて配置・規模等を決定し、整備することとされている。

「松阪市公共施設等総合管理計画」等における位置づけを踏まえて、老朽化した都市施設等については、整理統合などの適正な配置と規模等を都市計画に定め、計画的に整備を進める必要がある。

② 子育て支援施設や教育施設等のあり方の検討

少子化が進行する中で、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、地域の実情を踏まえた保育園・幼稚園、小学校の適正配置等について、今後のあり方の検討が必要である。

③ 地域医療の推進

地域医療の持続可能性を確保するためには、住民が必要なときに適切な医療につながる体制の整備が重要であり、市内の医療機関が相互に連携し、その役割を分担しながら、地域全体で医療提供体制を支える仕組みづくりが求められている。

市民の健康や命を守り、安心して医療が受けられるよう持続可能な地域医療体制を構築するため、病院と診療所等が連携し、役割分担を行うとともに、「かかりつけ医」を持つ等、市民の適正な受診行動が求められている。

④ 公共サービスの維持・充実

行政手続きのデジタル化などDX推進や市民サービスの効率化を図る中で、窓口機能・市庁舎の整備のあり方の検討も含め、利便性と行政効率の両立が課題となっている。

⑤ 地域活動の促進

コミュニティセンターについては地域活動や生涯学習、福祉増進等、地域の課題やニーズに対応した地域主体の活動の拠点として活用し、地域づくり活動等への支援が必要である。

(8)安全安心

① 市街地・住宅の防災性向上

老朽化した建築物や木造住宅、空き家などがみられる地域では、これらの建築物が災害時に倒壊するリスクが懸念されている。特に緊急輸送道路沿道の建築物については、地震発生時の道路閉塞防止のため、耐震化の促進が必要である。

また都市の不燃化の促進のため、今後も必要に応じた準防火指定の検討が必要である。

② 公共施設の耐震化・長寿命化

震災時に機能を維持すべき学校・市庁舎などの公共施設の長寿命化対策が課題であり、設備の安全対策や公共施設の適切な維持保全など総合的な維持・改修計画の推進が求められている。

③ 地域防災力の向上と体制の強化

災害発生時には、地域住民による初動対応や支援活動が重要となるが、地域によっては防災意識や知識、対応力に差がみられるなど、地域主体の防災体制のさらなる充実が求められている。また、地域の担い手不足や住民の参加意識の向上も課題であり、平時からの継続的な取組や体制づくりを進めていくことが重要である。

④ 観光客等の安全確保

地震・津波などの災害においては、本市を訪れている観光客等が被災することも想定されることから、避難情報の適切な周知とともに、一時滞在施設の確保など観光客の安全性に配慮する必要がある。

⑤ 帰宅困難者への対応体制の整備

地震などの大規模災害時には、公共交通機関の運行停止等により多くの帰宅困難者が発生することが想定される。そのため、駅周辺や主要拠点において一時避難場所(一時滞在施設)の確保や、避難誘導・情報提供体制の整備を進めるとともに、事業者や関係機関との連携体制の強化を図ることが求められている。

⑥ 災害応急対策体制の整備

災害発生時には、長期的な避難も想定されることから、避難生活における衛生的環境の確保のため、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、携帯・簡易トイレ等の重要品目の備蓄や下水道供用開始区域の拡大にあわせて、マンホールトイレの整備を推進する必要がある。

⑦ 中山間地域の災害対応力の強化

中山間地域においては災害時の孤立化を防止するため、幹線道路機能の保全や、関係機関と連携した状況把握手段の確保など、地域特性に応じた防災力強化が必要である。

⑧ 防犯対策の充実

2023(令和 5)年の刑法犯認知件数は 826 件で、2002(平成 14)年から 2022(令和 4)年までは減少傾向であったものの、2023(令和 5)年から増加に転じている。これに対し、地域では自主防犯パトロール等の取組を行っているが、活動団体の高齢化などにより防犯活動の継続が課題となっている。

(9)自然・環境保全

① 継続した森林の整備

近年国産材の需要の低迷や林業従事者の減少・高齢化などにより、林業の経営や維持管理が困難な状況となっている。森林が本来持つ水源かん養、土砂災害防止などの多面的機能の発揮に向けては、今後も継続した森林整備に取り組む必要がある。

② 自然環境の保全と活用

本市西部の山間部等では溪流や渓谷など豊かな自然環境を有しており、室生赤目青山国定公園や香肌峡県立自然公園の区域に指定されている地域がある。地域の資源である自然を将来にわたって守るため、持続可能な自然環境の保全と活用に取り組む必要がある。

③ 脱炭素化のさらなる推進

公共施設においては、照明の LED 化によるメンテナンス費用の削減・環境負荷の低減等や太陽光発電設備の設置などの再生可能エネルギーの積極的な導入による脱炭素社会の実現が求められている。

④ ごみ対策の強化と推進

3R(ごみの発生抑制、再利用、再生利用)及びごみの適正な排出の推進や環境教育の充実、生ごみ堆肥化の普及・補助制度整備による資源循環促進が必要である。また同時に、ごみ集積場の整備や不法投棄防止のためのパトロール強化、啓発活動の拡充、周辺自治体や関係機関との連携強化も重要な課題である。

(10)福祉

① 施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の推進

公共施設の改修・更新時には市民ニーズや施設状況を踏まえ、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化の推進が必要である。また、高齢者・障がい者を含む不特定多数が利用する民間施設に対しても、誰もが使いやすい環境整備を促進することが求められている。

② 社会福祉施設等の充実と地域の相談窓口の確保

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の増加が見込まれており、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームなど、自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所など、多様な住まい方に対応するこれらの施設の充実を促進する必要がある。

障がいの特性に応じて社会活動への自立を支援する障害者福祉センターや、支援を必要とする児童やその家庭へのサポート等を行う子ども発達総合支援センター等については、引き続き施設や体制の充実に取り組む必要がある。

また、「地域共生社会の実現」をめざし、身近な地域で健康と福祉の困りごとを相談できる「福祉まるごと相談室」を中心に、支援関係機関が連携し、個別課題と地域課題を地域と一緒に取り組み、地域住民が相互に支え合う「包括的な支援体制」を構築していくことも求められている。

(11)観光

① 情報発信による観光振興

全国的にインバウンド(訪日外国人)旅行客の来訪が増えるなど、観光需要は増加傾向にある。また、観光の形態は、バスなどによる団体旅行ではなく、個人の趣向に沿った個人旅行が増加の傾向にある。本市には松阪牛など代表的な特産品のほか、中心市街地に立地する歴史・文化財施設が多く存在する。今後はこうした観光需要の変化を見極めたうえで、デジタルツールの活用や多言語対応などを通じて、関係団体や事業者と連携しながら、効果的な情報発信と地域資源の魅力向上に取り組んでいくことが求められる。

② 観光を基軸としたまちづくりの推進

観光客の旅行形態は、観光バスを利用する団体旅行から、個人または少人数グループによる旅行へと変化している。このような多様化する旅行ニーズに対応し、地域資源を活かした観光を軸としたまちづくりの推進が求められている。

(12)景観

① 歴史的・自然・都市景観の保全と継承

歴史的建造物やまち並み、櫛田川や高見山地などの自然景観、郊外や既成市街地の住宅地にみられる都市的景観など、多様な景観資源が本市には存在している。これらを次世代に継承するためには、地域特性に応じた景観形成基準の活用や修景整備への支援、眺望の確保など、景観の保全と活用に取り組む必要がある。

② 公共事業・施設整備における景観配慮の推進

道路等の公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素であることから、景観形成ガイドラインや景観重要公共施設の整備方針に基づき、地域の景観特性との調和に配慮した施設整備に取り組む必要がある。

③ 持続的な景観形成活動の推進

良好な景観の保全には、行政の施策に加えて、市民や事業者との協働による継続的な取組が不可欠であることから、引き続き景観に関する意識啓発や自主的な市民活動の推進とともに支援制度の充実などに取り組む必要がある。

(13)協働・連携による持続可能なまちづくり

① 協働のまちづくりの推進

本市では、市民、企業、行政が一体となってまちづくりに参画し、その実現に向けた取組を進めている。今後は、こうした多様な主体がそれぞれの役割と責任を担い、相互に連携・協力しながら、協働によるまちづくりを一層推進していくことが求められている。

② 地域主体のまちづくりへの支援

住民自治協議会を中心に、防犯防災、地域振興など地域主体のまちづくりや、市民活動センターを拠点とした市民活動団体の活動支援と交流促進が進められている。今後も安全で魅力ある地域づくりを推進するため、地域主体の取組を支援する必要がある。

(14)計画の推進

① 事業の効率化と各種制度の活用

事業実施にあたっては事業間の調整による事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減が必要であり、事業目標の設定と効果の把握・検証を通じた一層の説明責任の向上など、都市経営の視点からの取組が求められる。

また、都市計画事業実施の財源である都市計画税の適切な課税による受益と負担の明確化や、適切な開発指導と情報共有なども含めて計画の推進に向けた取組が必要となっている。